

資料編

資料編 ・ 目次

1	総則	1
1-4-1	防災関係機関	1
2	防災組織	4
2-1-1	田子町防災会議条例	4
2-1-2	田子町防災会議委員	6
2-2-1	田子町災害対策本部条例	8
2-2-2	災害救助法の適用基準	9
2-2-3	災害救助法適用以外の災害援護の取扱要綱（青森県）	12
2-2-4	災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表	13
3	災害予防計画	16
3-2-1	雨量等観測所	16
3-2-2	水位観測所	17
3-2-3	冬期気象観測地点	17
3-2-4	地震観測所	17
3-2-5	消防施設・設備等	18
3-2-6	通信施設・設備等	20
3-2-7	水防施設・設備等の整備状況	21
3-2-8	救助資機材等の整備状況	21
3-2-9	重機類の整備状況	22
3-3-1	青森県防災情報ネットワーク	23
3-4-1	山地災害危険地区	25
3-4-2	地すべり危険地区	30
3-4-3	小規模山地崩壊危険地区	30
3-4-4	なだれ危険箇所	31
3-4-5	砂防指定地	34
3-4-6	土石流危険溪流	36
3-4-7	急傾斜地崩壊危険箇所	38
3-4-8	道路危険箇所	42
3-5-1	自主防災組織の現況	44
3-9-1	指定避難所等	45
3-18-1	土砂災害警戒区域等一覧	49
4	災害応急対策計画	52
4-1-1	「田子町の警報・注意報発表基準一覧表」	52
4-1-2	市町村等版警報・注意報発表基準一覧表の解説	53
4-5-1	避難勧告等の判断・伝達マニュアル	54
4-17-1	緊急通行車両として事前届出した車両	65
4-26-1	田子町指定給水装置工事事業者	66
4-28-1	相互応援協定の締結状況	67
4-28-2	防災関係機関等との協定の締結状況	67

1. 総則

1-4-1 防災関係機関

機 関 名	所在地（住所）	電 話 番 号	災害時における 連絡の窓口
青森県庁	青森市長島一丁目1-1	017-734-9088 017-734-9089	防災危機管理課
田子町役場	田子町大字田子字天神堂平81	(代)0179-32-3111	総務課
八戸地域広域市町圏事務 組合消防本部	八戸市大字田向字松ヶ崎7-8	(代)0178-44-2134	警防課
三戸消防署	三戸町大字川守田字関根25-5	0179-22-1140	
三戸消防署田子分署	田子町大字田子字天神堂向 54-1	0179-32-3104	
三戸警察署	三戸町大字同心町字金堀59-2	(代)0179-22-1135	地域課
田子警察官駐在所	田子町大字田子字上野ノ下夕 6-15	0179-32-3109	
三八地域県民局地域健康 福祉部	八戸市大字尻内町字鴨田7	(代)0178-27-5111	指導予防課
三八地域県民局地域整備 部	八戸市大字尻内町字鴨田7	(代)0178-27-5111	企画整備課
三八地域県民局地域農林 水産部	八戸市大字尻内町字鴨田7	(代)0178-27-5111	管理課
三八教育事務所	八戸市大字尻内町字鴨田7	(代)0178-27-5111	総務課
東北森林管理局 三八上北森林管理署	十和田市西二番町1-27	0176-23-3551	
東北農政局青森県拠点	青森市長島1丁目3-25 (青森法務総合庁舎)	017-775-2151	
青森地方气象台	青森市花園一丁目17-19	017-742-1412	
東北運輸局青森運輸支局	青森市浜田字豊田139-13	017-739-1501	
東北総合通信局	仙台市青葉区本町三丁目2-23	022-221-0684	陸上課

機 関 名	所在地（住所）	電 話 番 号	災害時における 連絡の窓口
八戸労働基準監督署	八戸市根城九丁目13-9	0178-46-3311	第二課
八戸公共職業安定所	八戸市沼館四丁目7-120	0178-22-8609	庶務課
東北地方整備局 青森河川国道事務所 八戸出張所	八戸市長苗代二丁目5-8	0178-28-2626	
田子郵便局	田子町大字田子字天神堂向 137	0179-32-3360	
陸奥上郷郵便局	田子町大字石亀字石亀84-6	0179-33-1160	
陸上自衛隊 第9師団八戸駐屯地	八戸市大字市川町字桔梗野官 地	(代)0178-28-3111	
海上自衛隊第 2航空群	八戸市大字河原木字八太郎山 官地	(代)0178-28-3011	
航空自衛隊 北部航空方面隊	三沢市後久保125-7	0176-53-4121	
東京航空局 三沢空港事務所	三沢市大字三沢字下沢83-197	0176-53-2461	
東京航空局 青森空港出張所	青森市大字大谷字小谷1-303	0179-739-2240	
東日本電信電話(株) 青森支店	青森市橋本二丁目1-6	017-774-9550	
(株)NTTドコモ東北支社 青森支店	青森市中央三丁目19-1 ドコモ青森ビル	017-731-1262	
日本赤十字社県支部 (八戸赤十字病院)	八戸市大字田面木字中明戸2	0178-27-3111	
東北電力(株)八戸営業所	八戸市堤町11-2	(代)0178-43-5612	
日本放送協会八戸支局	八戸市堤町4-7	(代)0178-43-9211	
青森放送(株)八戸支社	八戸市根城五丁目5-27	(代)0178-43-5161	
(株)青森テレビ八戸支社	八戸市大字長苗代字二日市10 -3	(代)0178-70-1177	
青森朝日放送(株) 八戸支社	八戸市十三日町1	(代)0178-47-2111	

機 関 名	所在地（住所）	電 話 番 号	災害時における 連絡の窓口
(株)エフエム青森 八戸支局	八戸市廿三日町10	0178-24-2150	
八戸市医師会	八戸市青葉二丁目17-4	0178-43-3954	
岩手県北自動車(株)	岩手県盛岡市厨川1-17-18	019-641-7772	
(社)青森県トラック協会 三八支部	八戸市長苗代化石26-11	0178-28-2131	
日本通運(株)八戸支店	八戸市八太郎五丁目21-21	0178-20-3040	
福山通運(株)八戸支店	八戸市桔梗野工業団地3-4-35	0178-21-3351	
佐川急便(株)八戸営業所	八戸市大字河原木字浜名谷地 76-431	0178-28-9794	
西濃運輸(株)青森支店	青森市大字野内字菊川27-1	0177-26-3311	
ヤマト運輸(株) 青森主管支店	青森市大字野木字野尻37-684	017-739-9220	
日本銀行青森支店	青森市中央一丁目11-1	017-734-2151	
(社)青森県エルピーガス 協会	青森市本町二丁目4-10	017-775-2731	
田子町商工会	田子町大字田子字風張13-1	0179-32-2177	
八戸農業協同組合 田子支店	田子町大字田子字天神堂平76	0179-32-3121	
三戸畜産農業協同組合	田子町大字田子字西館野8-1	0179-32-2041	
三八地方森林組合	三戸町大字川守田字大沢21-4	0179-22-2615	
県たばこ耕作組合	八戸市城下三丁目3-16	0178-44-2221	
田子町土地改良区	田子町大字田子字天神堂平81	0179-20-7126	
田子町社会福祉協議会	田子町大字田子字前田2-1	0179-32-4045	

2. 防災組織

2-1-1 田子町防災会議条例

昭和三十八年十月一日

条例第十七号

改正 平成一二年三月一七日条例第二号

平成二六年六月一三日条例第九号

(目的)

第一条 この条例は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十六条第六項の規定に基づき、田子町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(平一二条例二・一部改正)

(所掌事務)

第二条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 田子町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- 二 町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第三条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - 一 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - 二 青森県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - 三 青森県警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - 四 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - 五 教育長
 - 六 消防団長
 - 七 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
 - 八 消防機関の職員のうちから町長が任命する者
 - 九 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
- 6 前項の委員の定数は、二十人以内とする。
- 7 第五項第七号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(平二六条例九・一部改正)

(専門委員)

第四条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、青森県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第五条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一二年条例第二号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二六年条例第九号)

この条例は、平成二十六年七月一日から施行する。

2-1-2 田子町防災会議委員

番号	職 名	所 在 地	電話番号	条例上の区分
1	田子町長	田子町大字田子字天神堂平81番地	0179-32-3111	町長
2	東北地方整備局青森河川国道事務所八戸出張所長	八戸市長苗代2丁目5番8号	0178-28-2626	指定地方行政機関の職員
3	三八地域県民局地域整備部長	八戸市大字尻内町字鴨田7番地	0178-27-5111	青森県の知事の部内の職員
4	三八地域県民局地域健康福祉部長	八戸市大字尻内町字鴨田7番地	0178-27-5111	〃
5	三戸警察署長	三戸町大字同心町字金堀59番地2	0179-22-1135	青森県警察の警察官
6	田子町副町長	田子町大字田子字天神堂平81番地	0179-32-3111	町の部内の職員
7	田子町総務課長	田子町大字田子字天神堂平81番地	0179-32-3111	〃
8	田子町住民課長	田子町大字田子字天神堂平81番地	0179-32-3111	〃
9	田子町地域包括支援課長	田子町大字田子字前田2番地1	0179-20-7100	〃
10	田子町産業振興課長	田子町大字田子字天神堂平81番地	0179-32-3111	〃
11	田子町建設課長	田子町大字田子字天神堂平81番地	0179-32-3111	〃
12	田子町教育長	田子町大字田子字柏木田169番地	0179-20-7070	教育長
13	田子町消防団長	田子町大字田子字天神堂平81番地	0179-32-3111	消防団長
14	東日本電信電話(株)青森支店長	青森市橋本2丁目1番6号	017-774-9550	指定公共機関又は指定地方公共機関の職員
15	東北電力(株)八戸営業所長	八戸市堤町11番地2	0178-43-5612	〃
16	三戸消防署長	三戸町大字川守田字関根25番地5	0179-22-1140	消防機関の職員
17	田子町議会議長	田子町大字田子字天神堂平81番地	0179-32-3111	自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者

番号	職 名	所 在 地	電話番号	条例上の区分
18	田子町議会副議長	田子町大字田子字天神堂 平81番地	0179-32-3111	自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者
19	田子町消防委員会長	田子町大字田子字天神堂 平81番地	0179-32-3111	〃
20	西館野自主防災会長	田子町大字田子字天神堂 平81番地	0179-32-3111	〃

2-2-1 田子町災害対策本部条例

昭和三十八年十月一日

条例第十六号

(目的)

第一条 この条例は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十三条第六項の規定に基づき田子町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第二条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命をうけ、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第三条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第四条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2-2-2 災害救助法の適用基準

(1) 適用基準の内容

本法による救助は、市町村の区域単位に、原則として同一原因の災害による市町村の被害が一定の程度に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を要する状態にあるときに行われるものである。

ア 原則として同一の原因による災害によるものであること。

イ 本法による救助の要否は、市町村の区域単位に判定するものであること。

ウ 市町村の区域を単位とする被害が次の（ア）、（イ）に該当するものであること。

（ア）市町村の区域内の世帯の住家の滅失した数が次のいずれか（A・B・C・D）に該当する場合

A 住家が滅失した世帯の数が当該市町村の区域内の人口に応じ、次の世帯数以上であること。

（令第1条第1項第1号）

（令別表第1）

市町村の区域内の人口		住家滅失世帯数
5,000 人未満		30 世帯
5,000 人以上	15,000 人未満	40 世帯
15,000 人以上	30,000 人未満	50 世帯
30,000 人以上	50,000 人未満	60 世帯
50,000 人以上	100,000 人未満	80 世帯
100,000 人以上	300,000 人未満	100 世帯
300,000 人以上		150 世帯

B 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ、それぞれ次の令別表第2に示す数以上であって当該市町村の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ、それぞれ次の令別表第3に示す数以上であること。

（令第1条第1項第2号）

（令別表第2）

都道府県の区域内の人口		住家滅失世帯数
1,000,000 人未満		1,000 世帯
1,000,000 人以上	2,000,000 人未満	1,500 世帯
2,000,000 人以上	3,000,000 人未満	2,000 世帯
3,000,000 人以上		2,500 世帯

（令別表第3）

市町村の区域内の人口		住家滅失世帯数
5,000 人未満		15 世帯
5,000 人以上	15,000 人未満	20 世帯
15,000 人以上	30,000 人未満	25 世帯
30,000 人以上	50,000 人未満	30 世帯
50,000 人以上	100,000 人未満	40 世帯
100,000 人以上	300,000 人未満	50 世帯
300,000 人以上		75 世帯

C 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ次の表に示す数以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数が多数であること。

(令第1条第1項第3号前段)

(令別表第4)

都道府県の区域内の人口		住家滅失世帯数
1,000,000 人未満		5,000 世帯
1,000,000 人以上	2,000,000 人未満	7,000 世帯
2,000,000 人以上	3,000,000 人未満	9,000 世帯
3,000,000 人以上		12,000 世帯

D 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること。

(令第1条第1項第3号後段)

a 被災者の救助を著しく困難とする特別の事情がある場合であること。

このような例として次のようなものがある。

(a) 被害世帯を含む被害地域が他の集落から隔離又は孤立している等のため生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法を必要とするものであること。

(b) 有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため、被災者の救助が極めて困難であり、そのため特殊の技術を必要とするものであること。

※ 災害にかかった者について、食品の給与等に特殊な補給方法を必要とし、又は救出に特殊な技術を必要とすること。(基準省令第1条)

b 多数の世帯の住家が滅失したものであること。

(i) 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省で定める基準に該当すること。(令第1条第1項第4号)

A 船舶の沈没或いは交通事故により多数の者が死傷した場合

B 交通路の途絶のため多数の登山者等が放置すれば飢餓状態に陥る場合

C 火山爆発又は有毒ガスの発生等のため多数の者が危険にさらされている場合

D 炭鉱爆発事故のため多数の者が死傷した場合

E 群衆の雑踏により多数の者が死傷した場合

F 豪雪により多数の者が危険状態となる場合

豪雪災害に対する本法の適用についての判断基準として次のような状況が考えられる。

a 平年に比して、短期間の異常な降雪及び積雪により住家の倒壊又はその危険性の増大

b 平年、孤立したことの無い集落の交通途絶による孤立化

c 雪崩発生による人命及び住家被害の発生

この災害の事例としては、昭和38年1月及び昭和52年2月の北陸を中心とした日本海側一帯の豪雪がある。前者の時は、青森、福島、新潟、富山、石川、福井、兵庫、鳥取、島根、広島、山口の11県にわたる109市町村に、後者の時は、青森、新潟、長野の3県にわたる36市町

村に本法を適用し、避難場所の設置、炊出し、障害物の除去（雪おろし）を実施した。

G 離島であって長期の干害により海上輸送以外の方法で飲料水を確保することができない場合

H 山崩れ、がけ崩れにより多数の住家に被害が生じ、かつ、多数の者が死傷した場合

※① 災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。（基準省令第2条第1号）

※② 災害にかかった者について、食品の給与等に特殊な補給方法を必要とし、又は救出に特殊な技術を必要とすること。（基準省令第2条第2号）

エ 被災者が現に救助を要する状態にあるものであること。

(2) 災害救助法適用基準人口

市町村名	人口 (H29.4.1)	全焼 全壊 流失	半焼 半壊	床上浸水	県の被害世帯数 1,500以上に達した場合
田子町	5,769	40	80	120	20

ア 法適用基準

市町村の区域内の人口	住家減失世帯数
5,000人未満	30世帯
5,000人以上 15,000人未満	40世帯
15,000人以上 30,000人未満	50世帯
30,000人以上 50,000人未満	60世帯
50,000人以上 100,000人未満	80世帯
100,000人以上 300,000人未満	100世帯
300,000人以上	150世帯

イ 法外援護適用基準

市町村の区域内の人口	減失世帯
2万人未満	20世帯
2万人以上 5万人未満	30世帯
5万人以上 10万人未満	40世帯
10万人以上	50世帯

ウ 減失世帯算定基準

区分	算定基準
全壊、全焼、流失	1世帯
半壊、半焼	$\frac{1}{2}$ 世帯
床上浸水	$\frac{1}{3}$ 世帯

(3) 急迫事態における救助の実施

市町村長は、災害の事態が急迫して知事の指揮を待ついとまがないと認めたときは、災害救助法第23条第1項及び第2項に規定する救助の実施に着手することができる。（災害救助法施行細則第1条の2）

2-2-3 災害救助法適用以外の災害援護の取扱要綱（青森県）

（昭和 53 年 8 月 17 日改正）

1 目的

災害救助法の適用に至らない災害が、県内の市町村に発生したときは、この要綱により応急的に被災者を援護することを目的とする。

2 適用基準

(1) この要綱による援護は、災害のため住家の全壊、全焼、流失又は半壊、半焼、床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）により被災世帯が次の世帯数以上に達したときに行うものとする。

ただし、住家の半壊、半焼した場合の世帯は、2 分の 1 世帯、床上浸水した場合の世帯は、3 分の 1 世帯とみなす。

人	口	被災世帯数
2 万人未満		20 世帯以上
2 万人以上	5 万人未満	30 世帯以上
5 万人以上	10 万人未満	40 世帯以上
10 万人以上		50 世帯以上

(2) (1)の基準に達しない場合であっても零細な困窮世帯あるいは、要保護世帯であって、特にその応急の援護が必要と認められる場合。

3 援護の基準

この要綱による被災世帯に対する援護は、被服、寝具等を給与することとし、援護の基準は、災害救助法施行細則（昭和 30 年 4 月 19 日青森県規則第 40 号）第 2 条第 1 項に定める別表第 1 の三の 3 の基準とする。

4 援護物資

給与する物資は、災害援護用物資をもってこれにあてる。

附 則

この要綱は、昭和 53 年 8 月 17 日から適用する。

（参考）

災害救助法施行細則第 2 条第 1 項に定める別表第 1 の三の 3 の基準は、災害救助法適用時の被服、寝具等の給与基準である。

2-2-4 災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表

(平成25年4月1日現在)

救助の種類	対 象	支出できる費用	費用の限度額	期 間	備 考
避 難 所	現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者を収容する	設置、維持及び管理のための経費 1 作業員賃金 2 消耗器材費 3 建物等の使用謝金 4 燃料費 5 仮設便所等の設置費	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 300円以内 (加算額) 冬期(10月～3月)については、別に定める額を加算する	災害発生の日から7日以内	1 避難所設置費には天幕借上、仮設便所設置費等一切の経費を含むものとする 2 輸送費は別途計上
応急仮設住宅	住家が全焼、全壊又は流失し居住する住家がない者であって自らの賃金では住宅を得ることができない者(世帯単位)	設置戸数 市町村ごとに全焼(壊)又は流失した世帯の3割以内(整地費、建築費、附带工事費、作業員賃金、輸送費、建築の事務費)	1戸当たり29.7㎡を基準とし、2,342,000円以内とする。	災害発生の日から20日以内 着工	供与期間2年以内
炊き出し、その他食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水等で炊事のできない者 3 床下浸水で自宅において炊事不可能な者	主食費、副食費、燃料費、雑費(器物の使用謝金、消耗品の購入費)	1人1日当たり 1,010円以内被災地から縁故先(遠隔地)等に一時避難する場合は3日以内分 (大人・小人の差別なし)	災害発生の日から7日以内	
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること)	ろ水器その他給水に必要な機械、器具の借上費、修繕費及び燃料費、浄水用の薬品及び資材費	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、作業員賃金は、別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給(貸)与	1 全半壊(焼)、流失、床上浸水、船舶の遭難等により、生活必需品をそう失し、直ちに日常生活を営むことが困難な者 2 死亡者、転出者は除く	被害の実情に応じ 1 被服、寝具及び身の回り品 2 日用品 3 炊事用具 4 光熱材料	1 夏期(4月～9月)、冬期(10月～3月)の区分は災害発生の日をもって決定する 2 後掲表に掲げる金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	備蓄物資の価格は当該地域の時価により現物給付に限ること

医 療	災害により医療の途を失った者（応急的に処理する）	1 診 察 2 薬 剤又は治療材料の支給 3 処置、手術その他の治療及び施術 4 病院又は診療所への収容 5 看 護	救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具修繕費等の実費 病院、診療所又は施術者 国民健康保険の診療報酬又は療養費の額以内	災害発生の日から14日以内	（医療機関による場合）救護班では治療できない重症の患者等がある場合又は救護班の活動能力の限界以上に患者がある場合若しくは救護班が到着しない場合に限る
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（死産、流産を含む）	助産の範囲 1 分べんの介助 2 分べん前、分べん後の処置 3 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料	1 救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は慣行料金の8割以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は別途計上
災害にかかった者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明の状態にある者	舟艇その他救出のための機械器具等の借上費 修繕費及び燃料費	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う（輸送作業員賃金は、別途計上）
災害にかかった住宅の応急修理	住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急処理することができない者「世帯単位」（さしあたりの生活に、支障がない場合を除く）	1 居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 2 修理用原材料費、労務費、材料輸送費、工事事務費	1世帯当たり 500,000円以内	災害発生の日から1か月以内	1 実情に応じ市町村相互間において対象数の融通ができる 2 各世帯ごとに限度額以内
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品をそう失又はき損し就学上支障のある小学校児童、中学校生徒（盲学校、ろう学校、養護学校の小学部児童及び中学部生徒）及び高等学校等生徒	1 教科書（教材を含む） 2 文房具 3 通学用品	1 教科書代 小学校児童及び中学校生徒 教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届出又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費 2 文房具及び通学用品 小学生1人当たり4,100円 中学生1人当たり4,400円 高校生等1人当たり4,800円	災害発生の日から教科書1か月以内 文房具・通学用品15日以内	1 各人ごとに限度額以内 2 備蓄物資は時価評価 3 入進学時の場合は個々の実情に応じ支給する
埋 葬	1 災害の際死亡した者 2 実際に埋葬を実施する者に支給	1 棺（付属品を含む） 2 埋葬又は火葬（作業員賃金を含む） 3 骨壺及び骨箱	1体当たり 大人(12歳以上) 199,000円以内 小人(12歳未満) 159,200円以内	災害発生の日から10日以内	
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	捜索のための機械器具等の借上費、修繕費及び燃料費	当該地域における通常実費	災害発生の日から10日以内	輸送費、作業員賃金は、別途計上

死体の処理	災害に際し死亡した者の死体に関する処理	1 洗浄、縫合、消毒 2 一時保存 3 検 案	1 1体当たり3,300円以内 2 既存建物利用 通常の実費 野外仮設の場合 1体当たり5,000円以内 3 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検査は原則として救護班によること 2 輸送費、作業員賃金は、別途計上
障害物の除去	1 自分では除去することのできない者 2 居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活上支障を来す場合 3 半壊、床上浸水の世帯数の1割5分以内	除去に必要な機械器具等の借上賃、輸送費及び作業員賃金	1 世帯当たり 137,000円以内	災害発生の日から10日以内	1 実情に応じ市町村相互間において対象者数の融通ができる 2 1世帯ごとに限度額以内
輸送費及び作業員賃金	1 被災者の避難 2 療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分		当該地域における通常の実費	救助の種類ごとの実費が認められる期間以内	
実 費 弁 償	・災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者		(日当1人1日当たり) ・医師、歯科医師 17,400円以内 ・薬剤師 11,900円以内 ・保健師、助産師、看護師 11,400円以内 ・土木技術者、建築技術者 17,200円以内 ・大工、左官、とび職 20,700円以内	救助の実施が認められる期間以内	・時間外勤務手当及び旅費は別に定める額
実 費 弁 償	・災害救助法施行令第10条第5号から第10号までに規定する者		・業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその100分の3の額を加算した額以内		

※ 費用の限度額については、毎年度改正が行われるので留意すること。

表 (別表の被服寝具その他生活必需品の給(貸)与の費用の限度額)

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに
全壊 (焼) 流失	夏(4月～9月)	17,200 円	22,100 円	32,600 円	39,000 円	49,500 円	7,200 円
	冬(10月～3月)	28,400 円	36,700 円	51,200 円	60,100 円	75,400 円	10,300 円
半壊 (焼) 床上 浸水	夏(4月～9月)	5,600 円	7,500 円	11,300 円	13,700 円	17,400 円	2,400 円
	冬(10月～3月)	9,000 円	11,900 円	16,800 円	19,900 円	25,200 円	3,300 円

3. 災害予防計画

3-2-1 雨量等観測所

(1) 青森地方気象台

ア 気象官署

官署名	所在地	緯度	経度	海面上の高さ(m)
青森地方気象台 青森空港出張所	青森市花園 1-17-19	40° 49.3	140° 46.1	3
	青森市大谷字小谷 1-303	40° 44.0	141° 41.3	198

イ 特別地域気象観測所

観測所名	観測種目					所在地	緯度	経度	海面上の高さ(m)
	降水量	気温	風	日照時間	積雪				
八戸	○	○	○	○	○	八戸市大字湊町 字館鼻 67	40° 31.6	141° 31.3	27

ウ 地域気象観測所

観測所名	観測種目					所在地	緯度	経度	海面上の高さ(m)
	降水量	気温	風	日照時間	積雪				
三戸	○	○	○	○	○	三戸郡三戸町川守田 字寺ノ沢 61	40° 23.0	141° 15.4	60

(2) 青森県県土整備部

観測所名	対象河川		所在地	設置場所
	水系名	河川名		
下田子	馬淵川	熊原川	田子町大字田子	河川敷
上郷	〃	〃	田子町字平成田 329	〃
川向	〃	種子川	田子町大字田子字馬場前田 3-1	〃
大黒森	〃	〃	田子町大字田子字川代ノ上ミ 66-3	田子町所有者

(3) 国土交通省

青森河川国道事務所

観測所名	対象河川		所在地	設置場所
	水系名	河川名		
夏坂	馬淵川	熊原川	田子町大字夏坂字 117-1	

(4) 青森県農林水産部及び東北農政局

観測所名	対象河川		所在地	設置場所
	水系名	河川名		
夏 坂	馬淵川	熊原川	田子町大字夏坂大川目 91	夏坂ダム
花 木	〃	杉倉川	田子町大字遠瀬字花木 123	花木ダム

3-2-2 水位観測所

(1) 青森県 地域県民局地域整備部

観測所名	略号	対象河川		所在地	測器種類
		水系名	河川名		
上 郷	カミゴウ	馬淵川	熊原川	田子町字平成田 323 地先	テレメータ
川 向	カワムカイ	〃	種子川	〃 大字田子字北川向 51-5 地先	〃

(2) 青森県農林水産部及び東北農政局

観測所名	略号	対象河川		所在地	測器種類
		水系名	河川名		
弥 勒	ミロク	馬淵川	熊原側	田子町大字夏坂字南来満山 39 林班へ小班	テレメータ
夏 坂	ナツサカ	〃	〃	田子町大字夏坂字大川目 91	自 記
道 前	ドウゼン	〃	〃	〃 大字山口字五林 44-3	テレメータ
花 木	ハナキ	〃	杉倉川	〃 大字遠瀬字花木 123	自 記
杉 倉	スギクラ	〃	〃	〃 大字遠瀬字遠瀬深山国有林 19 林班る 7 小班	テレメータ

3-2-3 冬期気象観測地点

所轄公所 (地域県民局)	観測地点名	測定種目	所在地	施設管理者
三 八	夏 坂	気温・風・積雪	田子町大字夏坂字夏坂 134-3	青森県
〃	田 子	〃	〃 大字相米字野月 39-1	〃

3-2-4 地震観測所

(1) 青森県震度情報ネットワークシステム (県総務部防災危機管理課)

市町村名	設置場所所在地	備考
田子町	田子町大字田子字天神堂平 81 田子町役場敷地内	

3-2-5 消防施設・設備等

(1) 設備状況

平成29年4月1日現在

区 分	消防吏員・団員数	消防ポンプ								消 火 栓	防 火 水 槽
		消自 防 ポ ン プ 車	水 槽 付 自 動 車	小 型 積 力 ポ ン プ 車	は ボ ン ゴ 付 自 動 車	屈 折 ポ ン プ 自 動 車	化 学 消 防 ポ ン プ 車	小 型 動 力 ポ ン プ	計		
三戸消防署田子分署	18	1	1						2		
田子町消防団本団	13										
田子町消防団第1分団	31		1					1	2		
田子町消防団第2分団	29	1						1	2		
田子町消防団第3分団	27	1						1	2		
田子町消防団第4分団	24	1							1		
田子町消防団第5分団	25		1					1	2		
田子町消防団第6分団	23	1							1		
田子町消防団第7分団	21	1							1		
田子町消防団第8分団	25	1							1		
田子町消防団第9分団	27							2	2		
計	263	7	3					6	16	203	16

(2)ーア 消防ポンプ自動車等整備計画

区 分	全体計画				年次計画							
	30年度～34年度				30年度				31年度			
	消自 防 ポ ン プ 車	水 槽 付 自 動 車	小 型 積 力 ポ ン プ 車	小 型 動 力 ポ ン プ	消自 防 ポ ン プ 車	水 槽 付 自 動 車	小 型 積 力 ポ ン プ	小 型 動 力 ポ ン プ	消自 防 ポ ン プ 車	水 槽 付 自 動 車	小 型 積 力 ポ ン プ	小 型 動 力 ポ ン プ
三戸消防署田子分署												
田子町消防団 本団												
第1分団												
第2分団												
第3分団												
第4分団												
第5分団												
第6分団	1											
第7分団												
第8分団												
第9分団												
計	1											

区 分	年次計画											
	32年度				33年度				34年度			
	消自動車 防ポンプ	水ポンプ 槽付自動車 防ポンプ	付積載車 小型動力 ポンプ	小型 動力ポン プ	消自動車 防ポンプ	水ポンプ 槽付自動車 防ポンプ	付積載車 小型動力 ポンプ	小型 動力ポン プ	消自動車 防ポンプ	水ポンプ 槽付自動車 防ポンプ	付積載車 小型動力 ポンプ	小型 動力ポン プ
三戸消防署田子分署												
田子町消防団 本団												
第1分団												
第2分団												
第3分団												
第4分団												
第5分団												
第6分団								1				
第7分団												
第8分団												
第9分団												
計								1				

(2)ーイ 消防水利整備計画

区 分		現有数	全体計画	年次計画				
			30~34年 度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
消 火 栓	公設	202	6	2	1	1	1	1
	私設	5	—					
防火水槽	40 m ³ 未満	1	—					
	40 m ³ ~100 m ³ 未 満	15						
	100 m ³ 以上	—	—					
その他の水利		—	—					
計		223	6	2	1	1	1	1

3-2-6 通信施設・設備等

(1) 無線施設

所属	局種別	呼出名称	設置場所・電話番号	M L の配属
田子町	ML	ぼうさいたっこ	田子町大字田子字天神堂平 81 田子町役場内 tel 32-3111	ぼうさいたっこ 車載 1・2 建設課車両 3～6・19 建設課車両 7 産業振興課車両 携帯 8 田子町消防団第1分団 9 " 本団 10 三戸消防署田子分署 11 田子町消防団第8分団 12 " 第2分団 13 " 第3分団 14 " 第4分団 15 " 第5分団 16 " 第6分団 17 " 第7分団 18 建設課 20 総務課

(2) 緊急告知放送施設(有線施設)



3-2-7 水防施設・設備等の整備状況

平成29年4月1日現在

資機材名	単位	数 量		
		三戸消防署田子分署	田子町消防団	田子町役場
スコップ		4	8	10
掛 矢			8	2
掛 鋏				
ツルハシ			11	3
お の		4		
鋸		4		
鎌				
片手ハンマー		4		
ペンチ				
たこ鋏				
照明具			16	
丸 太				
ビニール袋又は麻袋			1600	800
縄・ロープ		4		
鉄 線				
小車(又は運搬用具)				
むしろ又はビニールシート				
発電機			7	5
ろ水器				
炊飯器				
給水タンク				1(1000ℓ)
その他				

3-2-8 救助資機材等の整備状況

平成29年4月1日現在

区 分	一般救助器具							重量物排除用器具					切断用器具					破壊用器具			測定用器具						
	かぎ付はしご	三連はしご	金属製折りたたみはしご	空気式救助マット	救命索発射銃	救命用縛帯	平担架	油圧ジャッキ	油圧スプレッター	可搬ウインチ	マット型空気ジャッキ	空気式大型油圧スプレッター	油圧切断機	エンジンカッター	ガス溶断機	チェーンソー	鉄線カッター	空気銃	空気式大型油圧切断機	万能斧	ハンマー	削岩機	ハンマドリル	可燃性ガス測定器	有害ガス測定器	酸素濃度測定器	放射線測定器
三戸消防署	2	3		1	1	3	1	1	1	1	3	1	1	1	1	1	4		1	9	3	1		1			1
田子分署	1	2				1		1	1	1		1	1		1	1			5	2			1				

区分	呼吸保護用具				隊員保護用器具							水難救護用器具						山岳救助器具		その他救助用器具							
	空気呼吸器	酸素呼吸器	簡易呼吸器	送排風機	耐電手袋	耐電衣	耐電ズボン	耐電長靴	防毒衣	耐熱服	放射線防護服	潜水器具	救命衣	水中投光器	救命浮標	浮標	救命ボート	船外機	水中スクーター	登山器具	バスケット型担架	投光器	携帯拡声器	携帯無線機	応急処理用セット	緩降機	ロープ登降機
三戸消防署	11	2		1	8	3	3	9	9	2			5		1						1	5	3	4	1	2	1
川田子分署	5				6				6				7		2						1	4	1	3			

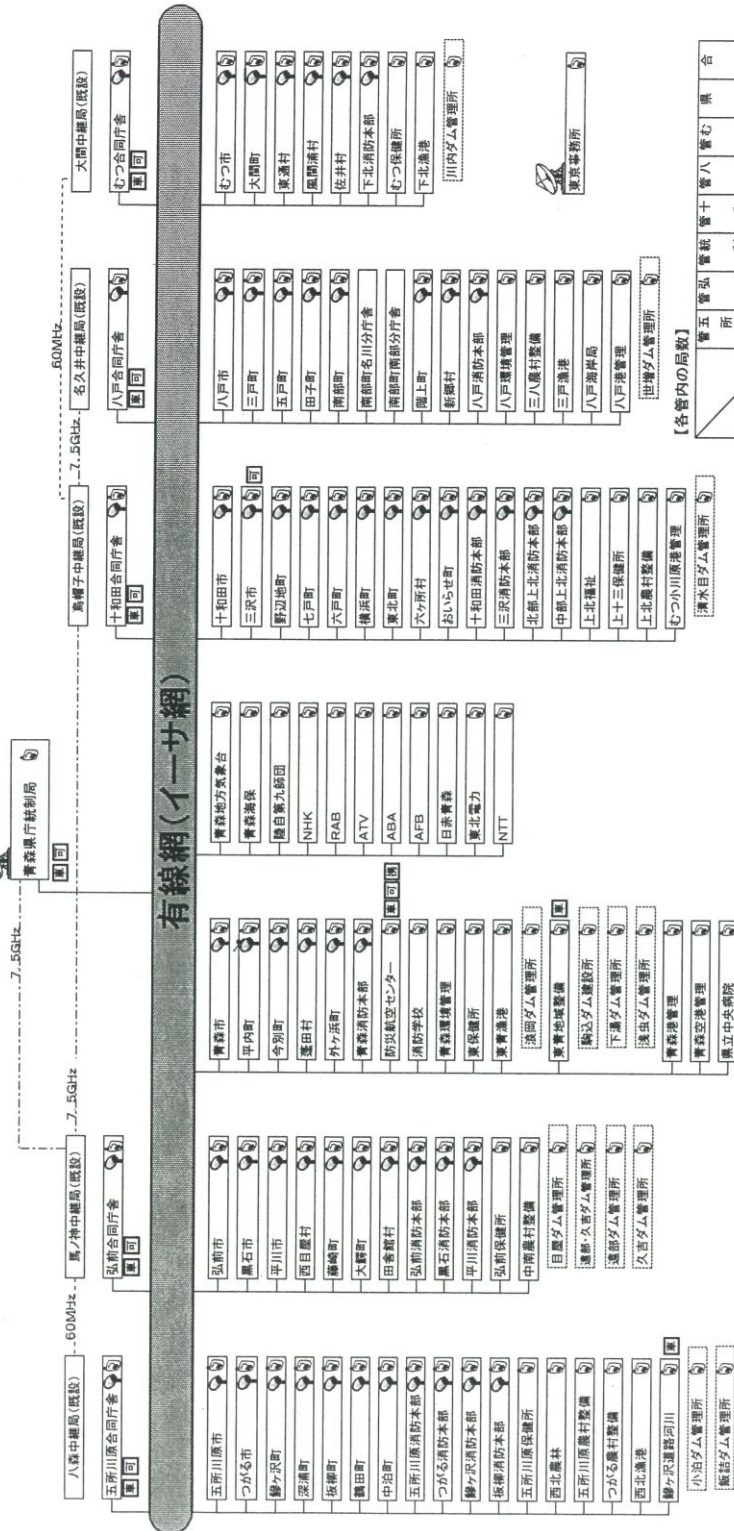
3-2-9 重機類の整備状況

平成29年4月1日現在

区分	トラック	ダンプトラック	ブルドーザー	トラクターシヨベル	パワーシヨベル	シヨベルローダー	ログローダ	モーターグレーダ	クレーン車	ローラー	スクレーパー	ホイルトイプトラクター	浮グレーン	トレーラー	リフト車	作業車	パネル橋	締固機械
田子町役場						1		1										

青森県防災情報ネットワーク回線構成図

平成23年4月1日現在



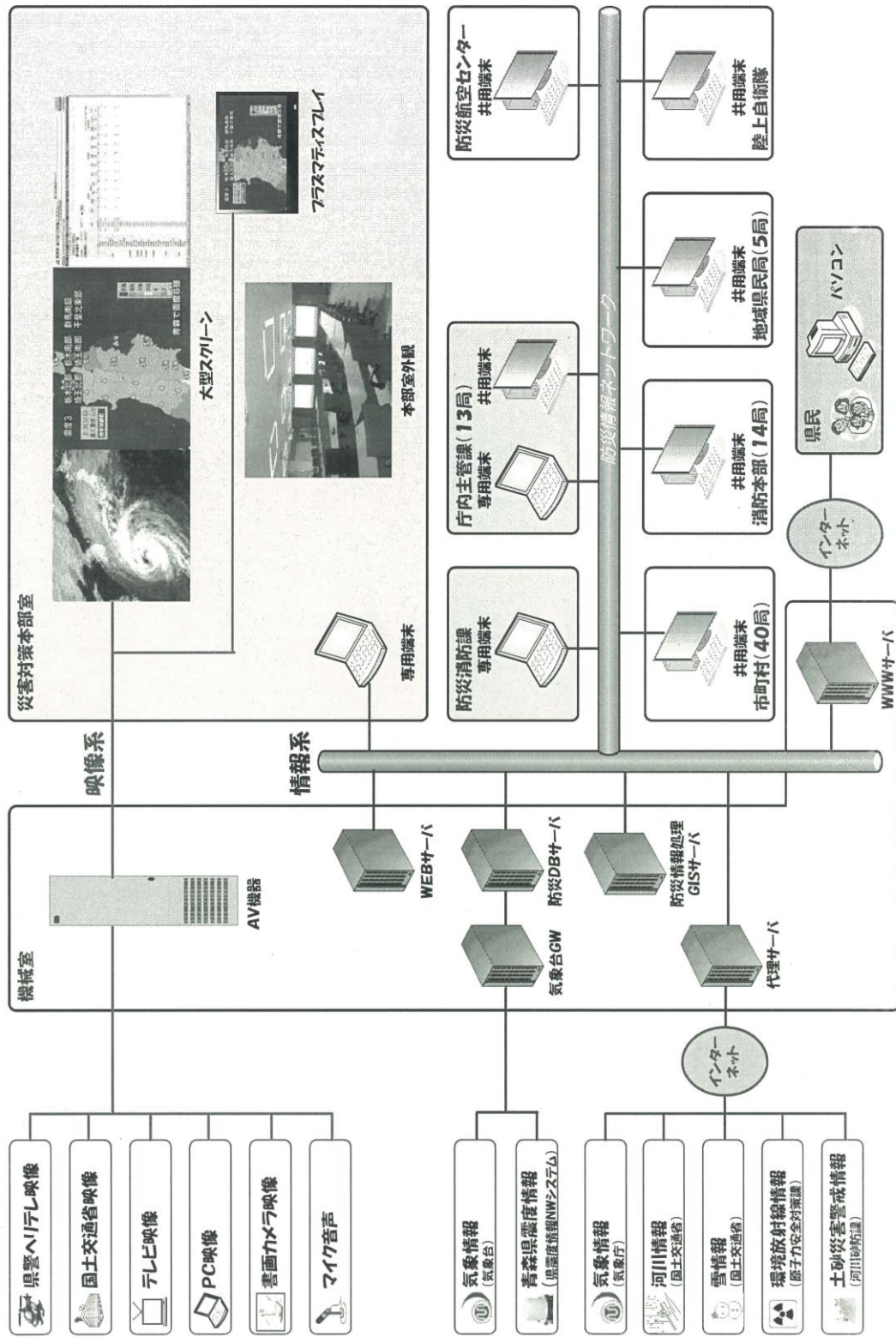
凡例

- 衛星系無線アンテナ (可搬型) ※既設
- 衛星携帯電話 (バックアップ回線) ※既設
- 簡易パラボラアンテナ (映像受信用) ※市町村内でEJ-ALEXT実運用

【各管内の局数】

統制局	管内			管内			管内			管内		
	管内	管内	管内	管内	管内	管内	管内	管内	管内	管内	管内	
統制局	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
合同庁舎局	6	2	9	4	5	2	1	29				
出先機関局 (ダム局)	2	4	4	1	1	1	13					
市町村局	7	7	5	9	9	5	42					
消防本部長局	4	3	1	4	1	1	14					
防災訓練機関局			11				11					
合計	20	17	31	19	17	10	1	115				

総合防災情報システム概念図



3-4-1 山地災害危険地区

(1) 山腹崩落危険地区

国有林

東北森林管理局(平成20年3月31日現在)

番号	位 置 大字・字(林班)	直接保全対象施設			摘要
		人 家 (戸)	公共施設等	道路	
1	関・南来満山国有林(525)			国道	
2	関・南来満山国有林(539)		農地	林道	
3	関・北来満山国有林(554~555)			国道	

民有林

県農林水産部林政課(平成22年3月31日現在)

番号	位 置	公 共 施 設 等			摘要
		人 家 (戸)	公共施設 (道路除く)	道路	
443-S0001	田子字下田子	36		国	
443-S0002	田子字土橋道ノ上	50	1	国	
443-S0003	田子字田子	78	1	国	
443-S0004	田子字館越	40	1	町	
443-S0005	相米字相米	10		県	
443-S0006	田子字川代	10		町	
443-S0007	相米字天間屋敷	10		町	
443-S0008	相米字上相米	15		町	
443-S0009	原字飯豊	26		町	
443-S0010	原字極ノ実	5		町	
443-S0011	原字長沢	6		町	
443-S0012	石亀字館	6		国	
443-S0013	山口字道前沢	20		国	
443-S0014	山口字八幡平	13		国	
443-S0015	夏坂字夏坂	15		国	
443-S0016	遠瀬字遠瀬	16		県	
443-S0017	遠瀬字大曾利	3		町	
443-S0018	遠瀬字新田向	6		町	
443-S0019	田子字釜淵平	1		町	
443-S0020	田子字七日市上ノ平	45		町	
443-S0021	相米字太田平	20		町	
443-S0022	相米字内ノ沢	14		町	

番号	位 置	公 共 施 設 等			摘要
		人 家 (戸)	公共施設 (道路除く)	道路	
443-S0023	田子字向山	1		町	
443-S0024	田子字西館野	2	1	町	
443-S0025	田子字野月	30		県	
443-S0026	田子字ホボケ平	4			
443-S0027	相米字細野			町	
443-S0028	田子字矢田郎	9		国	
443-S0029	原字飛鳥平			国	
443-S0030	石亀字大平			町	
443-S0031	関字石橋平			国	
443-S0032	田子字椈山	3		県	

(2) 崩壊土砂流出危険地区

国有林

東北森林管理局(平成20年3月31日現在)

番号	位 置 大字・字(林班)	直接保全対象施設			摘要
		人 家 (戸)	公共施設等	道路	
1	遠瀬・遠瀬深山国有林(501~502)			林道	
2	関・北来満山国有林(537)	42			
3	関・南来満山国有林(541)			林道	
4	関・北来満山国有林(545)	71		国道	
5	夏坂・北来満山国有林(547)	42		国道	
6	遠瀬・遠瀬深山国有林(513)	20		林道	
7	関・北来満山国有林(552)			国道	
8	関・南来満山国有林(526)	185		国道	

民有林

県農林水産部林政課(平成22年3月31日現在)

番号	位 置	公 共 施 設 等			摘要
		人 家 (戸)	公共施設 (道路除く)	道路	
443-H0001	田子字長坂上ノ平			町	
443-H0002	田子字下干草場	15		町	
443-H0003	田子字袖平	8		町	
443-H0004	田子字白椈	5		農	
443-H0005	田子字大久保上ミ平			町	
443-H0006	田子字椈山	3		県	

番号	位 置	公 共 施 設 等			摘 要
		人 家 (戸)	公共施設 (道路除く)	道路	
443-H0007	田子字菖蒲谷地			県	
443-H0008	田子字川代ノ上ミ			県	
443-H0009	田子字坂ノ下			県	
443-H0010	田子字坂ノ下			県	
443-H0011	田子字坂ノ下			県	
443-H0012	田子字坂ノ下			県	
443-H0013	田子字坂ノ下			県	
443-H0014	田子字種子平	4		町	
443-H0015	田子字ハサコ沢	20		県	
443-H0016	田子字ハサコ平	20		県	
443-H0017	田子字種場		1	町	
443-H0018	田子字大王橋場			町	
443-H0019	田子字川代ノ上ミ	2		県	
443-H0020	田子字川代ノ上ミ	2		町	
443-H0021	田子字川代ノ上ミ			町	
443-H0022	田子字滝ノ又			町	
443-H0023	田子字滝ノ又			町	
443-H0024	田子字小国深山			町	
443-H0025	田子字舞手	15		町	
443-H0026	田子字与代平	12		町	
443-H0027	田子字矢田郎	20		県	
443-H0028	相米字野月	10		町	
443-H0029	相米字蝦夷館	12		町	
443-H0030	相米字明土平			町	
443-H0031	相米字明土平	6		町	
443-H0032	相米字天間屋敷向	5		町	
443-H0033	相米字新田	5		町	
443-H0034	相米字天間屋敷	10		町	
443-H0035	相米字上相米	5		町	
443-H0036	相米字上相米	20		町	
443-H0037	相米字柴倉	7		町	
443-H0038	相米字天拝	4		町	
443-H0039	相米字小平	3		町	

番号	位 置	公 共 施 設 等			摘 要
		人 家 (戸)	公共施設 (道路除く)	道路	
443-H0040	相米字石亀渡	10		町	
443-H0041	相米字根渡	16		町	
443-H0042	相米字内ノ沢	11		町	
443-H0043	相米字甲地	2		町	
443-H0044	相米字甲地			町	
443-H0045	相米字甲地			町	
443-H0046	相米字甲地			町	
443-H0047	相米字甲地			町	
443-H0048	相米字甲地			町	
443-H0049	相米字甲地			町	
443-H0050	相米字甲地			町	
443-H0051	原字原	2		国	
443-H0052	原字原	30		国	
443-H0053	原字原	7		国	
443-H0054	原字四日市			国	
443-H0055	原字四日市川原	2		国	
443-H0056	石亀字館	5		国	
443-H0057	石亀字道地	8		国	
443-H0058	茂市字茂市	30		国	
443-H0059	茂市字長畑	5		国	
443-H0060	遠瀬字遠瀬	20		国	
443-H0061	山口字八幡平	2		国	
443-H0062	山口字嘉沢	20		国	
443-H0063	山口字小館前田	5		国	
443-H0064	山口字山口	7		国	
443-H0065	関字関	15		国	
443-H0066	関字関	30		国	
443-H0067	関字石橋平			国	
443-H0068	関字石橋平			国	
443-H0069	相米字白坂	2		町	
443-H0070	田子字外記平	3		町	
443-H0071	田子字坂中平			町	
443-H0072	原字長沢	6		町	
443-H0073	原字四十渡	7		町	

番号	位 置	公 共 施 設 等			摘 要
		人 家 (戸)	公共施設 (道路除く)	道路	
443-H0074	原字飯豊平	4		町	
443-H0075	原字飯豊	8		町	
443-H0076	原字梨子ノ木	20		町	
443-H0077	原字堰田下			町	
443-H0078	原字堰田下			町	
443-H0079	石亀字佐羽内向			町	
443-H0080	山口字大坊向			国	
443-H0081	山口字大坊向			国	
443-H0082	山口字嘉沢向			国	
443-H0083	山口字嘉沢向			国	
443-H0084	山口字山口向			国	
443-H0085	遠瀬字遠瀬	3		町	
443-H0086	遠瀬字大曾利	8		町	
443-H0087	遠瀬字生仏平			町	
443-H0088	遠瀬字生仏平			町	
443-H0089	遠瀬字新田向	5		町	
443-H0090	遠瀬字大畠			町	
443-H0091	遠瀬字花木			町	
443-H0092	遠瀬字前田	5		町	
443-H0093	遠瀬字滝ノ上	5		町	
443-H0094	遠瀬字和坂	5		町	
443-H0095	遠瀬字板ノ坂	3		町	
443-H0096	遠瀬字比良根沢			町	
443-H0097	遠瀬字新田	34		町	
443-H0098	関字白萩平			町	
443-H0099	相米字稻荷沢			県	
443-H0100	相米字稻荷沢			県	
443-H0101	石亀字石亀坂ノ下			町	
443-H0102	石亀字佐羽内向			町	
443-H0103	田子字田子			町	
443-H0104	田子字小国深山			町	

3-4-2 地すべり危険地区

県農林水産部林政課(平成22年3月31日現在)

地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)による指定箇所

番号	位置	公共施設等			摘要
		人家 (戸)	公共施設		
			種類	数量	
443-G0001	遠瀬字和平		町道 林道	1,300m 300m	

3-4-3 小規模山地崩壊危険地区

県農林水産部治山課

番号	位置	公共施設等			摘要
		人家 (戸)	公共施設 (道路除く)	道路	
443-小 0001	茂市字桜館				
443-小 0002	田子字椈山				
443-小 0003	田子字七日市				
443-小 0004	相米字細野				
443-小 0005	相米字落田			町	
443-小 0006	山口字山口				
443-小 0007	石亀字大平				
443-小 0008	原字飛鳥平				
443-小 0009	田子字館越				
443-小 0010	原字堰田下夕				
443-小 0011	関字石橋平				
443-小 0012	田子字袖大久保			町	
443-小 0013	原字原			県	
443-小 0014	相米字宮野				
443-小 0015	田子字矢田郎				
443-小 0016	田子字ハサコ平	3		県	
443-小 0017	田子字川代ノ上ミ				
443-小 0018	相米字伏葉	2		町	
443-小 0019	田子字川代ノ上ミ2				
443-小 0020	相米字野月				
443-小 0021	相米字ヒカ子	1		県	
443-小 0022	田子字風張			1	
443-小 0023	山口字五林				
443-小 0024	関字鳶ヶ沢				
443-小 0025	茂市字川倉平				

3-4-4 なだれ危険箇所

ア 東北森林管理局

番号	場 所
1	三戸郡田子町大字夏坂字北来満山 547

イ 青森県

県農林水産部林政課

番号	位 置	公 共 施 設 等			摘 要
		人 家	公共施設	道路	
443-な 0001	田子字椈山	3		県道	
443-な 0002	遠瀬字遠瀬	24		町道	

県土整備部河川砂防課(平成19年4月1日現在)

箇所 番号	箇所名	位置	地形			人家 戸数	公共施設等
			延長 (m)	傾斜 度	高さ (m)		
I-365	下田子	下田子	960	40	15	52	
I-366	土橋道ノ上	土橋道ノ上	400	25	10	26	警察官署 郵便局
I-367	田子	土橋道ノ上	460	35	20	71	警察官署 宿泊施設
I-368	館越	館越	330	65	25	50	その他
I-369	下相米	下相米	300	30	10	8	公民館
I-370	風張	風張	250	45	20	54	警察官署
I-371	七日市1号	天神堂平	440	50	15	51	
I-372	七日市2号	七日市	220	25	25	9	
I-373	種子	種子	250	20	17	6	
I-374	西屋敷	西屋敷	326	30	15	9	
I-375	川向1号	川向	80	20	15	5	
I-376	川向2号	川向	200	25	30	5	
I-377	川向3号	馬場	249	20	15	4	公民館
I-378	堅田	堅田	200	30	20	5	
I-379	大王	大王	300	20	35	6	
I-380	川代	川代	420	35	25	13	
I-382	宮野	宮野	250	35	15	5	
I-383	天間屋敷	天間屋敷	360	36	14	6	
I-385	根渡	根渡	310	25	16	9	
I-386	内ノ沢	内ノ沢	180	45	15	6	

箇所番号	箇所名	位置	地形			人家戸数	公共施設等
			延長(m)	傾斜度	高さ(m)		
I-388	塚ノ根	塚ノ根	240	50	20	8	
I-389	道ノ上	道ノ上	100	35	35	1	宿泊施設
I-392	原1号	原	190	50	34	12	
I-393	原2号	原	340	25	20	23	公民館
I-394	道地	道地	440	35	25	20	
I-395	石亀	石亀	360	35	20	11	公民館
I-396	茂市1号	茂市	270	40	20	14	その他
I-397	茂市2号	茂市	160	30	20	7	
I-398	桜館	桜館	270	45	20	7	
I-399	道前沢	道前沢	300	45	60	20	
I-400	大坊	大坊	300	40	30	18	
I-401	嘉沢	嘉沢	244	50	27	8	
I-402	山口	山口	230	50	20	9	公民館
I-403	夏坂1号	夏坂	270	35	50	7	公民館
I-404	夏坂2号	夏坂	280	40	40	17	
I-405	遠瀬	遠瀬	600	55	37	37	
I-406	新田向	新田向	180	35	20	6	
I-1071	日ノ沢下平	日ノ沢下平	480	20	15	6	
I-1072	悪土	悪土	140	50	13	1	幼稚園
I-1073	飯豊1号	飯豊	240	45	20	10	
I-1074	飯豊2号	飯豊	180	50	15	10	
I-1075	飯豊3号	飯豊	240	40	18	12	
I-1076	嘉沢2号	嘉沢	180	40	15	5	
I-1077	山口2号	山口	290	30	35	8	
I-1078	田代平	田代平	216	45	20	7	
I-1079	遠瀬2号	遠瀬	140	50	25	13	
II-245	長坂	長坂	140	20	30	2	
II-246	赤坂	赤坂	190	20	15	2	
II-247	清水頭1号	清水頭	180	20	25	4	
II-248	栴山	栴山	308	30	25	4	
II-249	所久保	所久保	80	20	15	1	
II-250	宮沢1号	宮沢	60	20	5	1	

箇所 番号	箇所名	位置	地形			人家 戸数	公共施設等
			延 長 (m)	傾 斜 度	高 さ (m)		
Ⅱ-251	喜助ヶ沢	喜助ヶ沢	64	30	10	1	
Ⅱ-252	田子 2 号	田子	90	30	12	1	
Ⅱ-253	稲荷沢 1 号	稲荷沢	150	40	10	1	
Ⅱ-254	細野	細野	140	20	15	2	
Ⅱ-255	ヒカ子 1 号	ヒカ子	80	30	20	1	
Ⅱ-256	落田向 1 号	落田向	210	30	19	4	
Ⅱ-257	明土平 1 号	明土平	176	35	48	4	
Ⅱ-258	明土平 2 号	明土平	100	20	15	2	
Ⅱ-259	天間屋敷 2 号	天間屋敷	212	35	17	1	
Ⅱ-260	天間屋敷 3 号	天間屋敷	160	35	22	3	
Ⅱ-261	上相米 1 号	上相米	268	30	10	4	
Ⅱ-262	内ノ沢 2 号	内ノ沢	420	45	10	3	
Ⅱ-263	甲地 1 号	甲地	72	40	11	1	
Ⅱ-264	甲地 2 号	甲地	320	32	30	4	
Ⅱ-265	七日市 3 号	七日市	130	20	25	3	
Ⅱ-266	釜淵上ミ河原	釜淵上ミ河原	60	35	35	1	
Ⅱ-267	野面 1 号	野面	110	30	11	3	
Ⅱ-268	四日市 1 号	四日市	110	35	13	1	
Ⅱ-269	まだノ沢	まだノ沢	50	25	20	1	
Ⅱ-270	八幡平	八幡平	110	35	50	2	
Ⅱ-271	桑原	桑原	110	30	30	2	
Ⅱ-272	関 1 号	関	130	35	15	3	
Ⅱ-273	夏坂 3 号	夏坂	80	35	45	1	
Ⅱ-274	長沢 2 号	長沢	90	40	45	2	
Ⅱ-275	長沢 1 号	長沢	120	40	35	2	
Ⅱ-276	四十渡	四十渡	80	25	15	2	
Ⅱ-277	新田 1 号	新田	80	35	50	2	
Ⅱ-278	新田 2 号	新田	88	35	50	1	
Ⅱ-377-2	川向 3 号	馬場	129	20	15	3	

3-4-5 砂防指定地

県土整備部河川砂防課(平成22年7月31日現在)

整理 番号	告示年月日	告示番号	溪流名	所在地		延長 (m)	面積 (ha)	摘要
				大字	字			
1	S11.11.19	604	金堀沢	夏坂	北来満	2500	41.250	熊原川
2	S11.11.19	604	黄連沢	夏坂	南来満	920	15.180	熊原川
3	S11.11.19	604	四角沢	夏坂	南来満	2140	35.310	熊原川
4	S11.11.19	604	二の沢	夏坂	南来満	530	8.745	熊原川
5	S11.11.19	604	一の沢	夏坂	南来満	650	10.400	熊原川
6	S11.11.19	604	砥倉沢	夏坂	南来満	1730	28.545	熊原川
7	S11.11.19	604	熊原川	夏坂	南来満	3100	54.250	熊原川
8	S11.11.19	604	仙の沢	夏坂	南来満	1250	13.125	熊原川
9	S11.11.19	604	小滝沢	夏坂	南来満	940	9.870	熊原川
13	S25.10.7	1095	杉倉川	遠瀬	遠瀬	4700	9.400	杉倉川
14	S25.10.7	1095	杉倉川	遠瀬	遠瀬	4700	47.000	杉倉川
15	S26.10.2	890	杉倉川	遠瀬	花木	0.0	0.300	杉倉川
16	S26.10.2	890	杉倉川	遠瀬	花木	300	1.200	杉倉川
19	S27.9.11	1206	田代沢	遠瀬	花木国有林	3000	3.050	杉倉川
20	S27.9.11	1206	田代沢	遠瀬	花木国有林	3000	30.000	杉倉川
21	S28.11.10	1410	みろく前沢	夏坂	北来満	2100	2.100	熊原川
22	S28.11.10	1410	みろく前沢	夏坂	北来満	2100	2.600	熊原川
25	S30.5.10	629	助十市川	遠瀬	遠瀬山	5300	10.600	杉倉川
26	S30.5.10	629	助十市川	遠瀬	遠瀬山	5300	42.400	杉倉川
27	S31.4.16	722	大雷鉢沢	夏坂	北来満山	570	2.280	熊原川
28	S31.4.16	722	滝沢	遠瀬	遠瀬山	540	2.160	杉倉川
30	S32.11.13	1411	老鳥沢	夏坂	南来満山	3500	0.875	熊原川
31	S34.3.30	601	杉倉川	遠瀬	遠瀬山	1600	14.400	杉倉川
36	S39.9.17	2690	熊原川	夏坂	北来満	650	3.900	熊原川
37	S39.9.17	2690	ナシヤ沢	遠瀬	遠瀬山	340	1.700	杉倉川
38	S41.2.1	95	熊原川	夏坂	南来満山	250	4.250	熊原川
40	S41.6.10	1854	老鳥沢	夏坂	南来満山	700	1.750	熊原川
41	S42.3.31	1159	湯の沢	夏坂	南来満山	1000	5.000	熊原川
44	S45.3.5	242	倉の沢	原	堰田下、堰田、 告佐羽内	500	2.000	熊原川
45	S45.3.5	242	小雷鉢沢	夏坂	北来満山	1000	4.000	熊原川
46	S46.2.13	160	湯の沢	田子	菖蒲谷地	1000	6.000	猿辺川
47	S46.2.13	160	梨子の木沢	原	梨子の木、飯豊	800	2.400	熊原川
48	S47.8.4	1353	白味沢	田子	菖蒲谷地、田子 国有林、	1200	7.200	猿辺川
49	S47.8.4	1353	木沢黒森沢	田子	菖蒲谷地、田子 国有林、	1500	9.000	猿辺川
54	S49.1.18	49	種子川	田子	小国深山国有林	330	0.840	熊原川

整理 番号	告示年月日	告示番号	溪流名	所在地		延長 (m)	面積 (ha)	摘要
				大字	字			
57	S 49. 12. 5	1443	鶏頭沢	遠瀬	鶏頭沢	650	3. 250	熊原川
60	S 55. 4. 23	911	道前沢	山口、茂市	鳶ヶ沢、桜館、 道前沢	300	1. 140	熊原川
61	S 55. 4. 23	911	内の沢	相米	内の沢平、小国 深山国有林、木 和田平	300	1. 020	相米川
64	S 57. 8. 4	1460	細野川	田子	小国深山、宮沢頭	490	3. 040	熊原川
65	S 57. 8. 4	1460	関沢	田子	上三平、野月平、 鳶ヶ沢、東ヶ沢 陳場平	240	1. 320	熊原川
66	S 59. 1. 30	97	山口沢	山口	鳶ヶ沢、山口沢	262	1. 000	熊原川
69	S 59. 9. 17	1329	獅々内川	田子	獅々内頭	403	0. 870	熊原川
71	S 61. 7. 24	1345	獅々内川	田子	獅々内頭	214	0. 650	熊原川
73	S 62. 10. 15	1764	舞手沢	田子	喜助ヶ沢	455	1. 450	熊原川
77	H 1. 8. 4	1384	関沢	関、山口	野月平、東ヶ沢	200	0. 960	熊原川
78	H 1. 8. 4	1384	原沢	原	中崎、諏訪平、 諏訪ノ平	309	1. 050	熊原川
79	H 1. 10. 4	1691	小雷鉢沢	関	北来満山国有林	165	0. 140	熊原川
81	H 3. 1. 11	42	獅々内川	田子	矢田郎、獅々内	370	0. 830	相米川
82	H 3. 8. 31	1576	杉本沢	茂市、石亀	上野平、沢向	220	2. 150	杉倉川
83	H 4. 1. 31	143	大雷鉢沢	関、夏坂	北来満山国有林 北来満山国有林	530	2. 120	熊原川
84	H 4. 1. 31	143	獅々内川	相米、田子	相米向、野月、 矢田郎	270	0. 660	相米川
85	H 4. 12. 3	1880	木和田平沢	相米	木和田平	291	1. 020	相米川
86	H 5. 3. 16	773	関沢	関、山口	下夕川原、関、 上平、東ヶ沢	675	1. 000	熊原川
89	H 9. 6. 3	1265	道前沢	茂市、山口	桜館、道前沢、 鳶ヶ沢	1950	78. 000	熊原川
93	H10. 7. 16	1467	桜館沢	茂市、山口	桜館、五林	390	7. 390	熊原川
95	H12. 8. 9	1735	鳶ヶ沢	山口	鳶ヶ沢	1800	68. 720	熊原川
101	H17. 8. 16	878	茂市沢	茂市	上ミ平、被ノ沢	340	1. 7421	熊原川
102	H18. 2. 9	214	遠瀬沢	遠瀬	小更平	207. 5	0. 7980	杉倉川
106	H19. 5. 18	629	遠瀬沢	遠瀬	滝ノ上、小更平	355. 5	3. 1637	杉倉川
107	H20. 3. 28	359	道前沢	山口、茂市	道前、道前沢、 五林	250	0. 2817	熊原川
108	H20. 7. 29	912	遠瀬沢	遠瀬	滝ノ上、向川原	305. 9	0. 7895	杉倉川
109	H20. 7. 29	912	第一北遠瀬沢	遠瀬	大曾利	180	0. 5367	杉倉川
112	H21. 7. 29	813	茂市沢	茂市	極ノ沢	400. 9	1. 8186	熊原川

3-4-6 土石流危険溪流

ランクⅠ 保全人家5戸以上（5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害時要援護者関連施設のある場合を含む）

ランクⅡ 保全人家1戸以上4戸以下

溪流番号	溪流名			所在地	保全対象	
	水系名	河川名	溪流名		人家	公共建物
443-I-001	馬淵川	熊原川	舞手沢	田子	19	
443-I-002	馬淵川	熊原川	東飯豊沢	原	7	
443-I-003	馬淵川	熊原川	梨木沢	原	24	
443-I-004	馬淵川	杉倉川	第一北遠瀬沢	遠瀬	7	
443-I-005	馬淵川	杉倉川	第二北遠瀬沢	遠瀬	17	
443-I-006	馬淵川	熊原川	第一関沢	関	18	
443-I-007	馬淵川	熊原川	第二関沢	関	23	
443-I-008	馬淵川	熊原川	第一山口沢	山口	12	山口生活館
443-I-009	馬淵川	熊原川	八幡平沢	山口	5	
443-I-010	馬淵川	熊原川	道前沢	山口	13	
443-I-011	馬淵川	熊原川	第一茂市沢	茂市	21	
443-I-012	馬淵川	熊原川	北佐羽内沢	原	2	
443-I-013	馬淵川	熊原川	原沢	原	9	
443-I-014	馬淵川	相米川	矢田郎平沢	田子	6	
443-I-015	馬淵川	相米川	明土平沢	相米	6	
443-I-016	馬淵川	相米川	内ノ沢	相米	5	
443-I-017	馬淵川	相米川	木和田平沢	相米	10	
443-I-018	馬淵川	相米川	上相米沢	相米	7	
443-I-019	馬淵川	種子川	川向沢	田子	6	
443-II-001	馬淵川	熊原川	東長沢	原	2	
443-II-002	馬淵川	熊原川	長沢	原	2	
443-II-003	馬淵川	十文字川	水亦沢	遠瀬	3	
443-II-004	馬淵川	杉倉川	第3北遠瀬沢	遠瀬	2	
443-II-005	馬淵川	熊原川	夏坂沢	夏坂	4	
443-II-006	馬淵川	熊原川	小雷鉢沢	夏坂	3	
443-II-007	馬淵川	熊原川	第2山口沢	山口	3	

溪流番号	溪流名			所在地	保全対象	
	水系名	河川名	溪流名		人家	公共建物
443-II-008	馬淵川	熊原川	鳶沢	山口	2	
443-II-009	馬淵川	熊原川	大坊沢	山口	2	
443-II-010	馬淵川	熊原川	桜館沢	茂市	3	
443-II-011	馬淵川	熊原川	第2茂市沢	茂市	4	
443-II-012	馬淵川	熊原川	七日市沢	田子	1	
443-II-013	馬淵川	相米川	落田沢	相米	1	
443-II-014	馬淵川	相米川	甲地沢	相米	1	
443-II-015	馬淵川	相米川	柴倉沢	相米	1	
443-II-016	馬淵川	相米川	上相米沢	相米	2	
443-II-017	馬淵川	種子川	種子沢	田子	1	
443-II-018	馬淵川	種子川	川代沢	田子	3	

3-4-7 急傾斜地崩壊危険箇所

県土整備部河川砂防課(平成22年4月1日現在)

(1) 急傾斜地崩壊危険区域指定区域

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)による指定区域

番号	急傾斜地崩壊危険区域名	所在地	面積(ha)	人家戸数	公共的建物
1	土橋道ノ上	土橋道ノ上	1.260	18	
	土橋道ノ上	土橋道ノ上、田子、上ノ平	1.570	19	1
2	道地	道地	2.325	18	1
3	館越	館越	7.647	24	1
4	塚ノ上	塚ノ上ミ	0.684	18	
	塚ノ上	塚ノ上ミ、上野、雷平	1.557		
5	七日市	天神堂平	0.913	17	
	七日市	天神堂平、風張、七日市上ノ平			
6	夏坂	夏坂	2.700	17	
7	土橋道ノ上2号	土橋道上	0.939	27	
8	風張	風張	0.603	18	
9	田子	田子	1.698	17	
	田子	田子、西館野、田子上ノ平	0.782	7	2
10	道前沢	道前沢、五林	0.790	15	
11	茂市	茂市、上野平、まだノ沢	0.660	5	
12	土橋道ノ上3号	土橋道ノ上、田子、上ノ平	0.700	13	
13	風張2号	風張	0.910	15	1
14	山口	山口、山口沢	1.700	13	1
15	桜館	桜館、五林	0.700	4	1
	桜館	桜館、長畑、五林	1.420	5	
16	塚ノ上2号	土橋道ノ上	0.960	10	
17	遠瀬1号	遠瀬、大曾利	2.040	10	

(2) 急傾斜地崩壊危険箇所

ランクⅠ 保全人家5戸以上(5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害時要援護者関連施設のある場合を含む)

ランクⅡ 保全人家1戸以上4戸以下

ランクⅢ 保全人家0戸

箇所 番号	箇所名	位置	地形			保全対象施設	
			延長 (m)	傾斜 (度)	高さ (m)	人家 戸数	公共物建物
I-480	塚ノ上	田子 塚ノ上	210	40	15	19	
I-481	土橋道ノ上 3号	田子 土橋道ノ上	80	40	30	12	
I-482	土橋道ノ上 2号	田子 土橋道ノ上	210	40	20	20	
I-483	土橋道ノ上	田子 土橋道ノ上	190	40	27	22	
I-484	田子	田子 田子	250	50	20	20	
I-485	悪土	田子 悪土	72	50	13	0	田子幼稚園
I-486	館越	田子 館越	250	65	25	31	
I-487	七日市	田子 天神堂平	130	50	15	21	
I-488	風張	田子 風張	100	45	15	7	
I-489	風張2号	田子 風張	175	45	20	11	
I-490	相米	相米 相米	220	40	10	5	
I-491	野月	相米 野月	193	45	40	14	
I-492	清水頭中平	田子 清水頭中平	240	35	40	7	
I-493	清水頭	田子 清水頭	60	35	11	0	
I-494	川代	田子 川代	260	35	25	6	
I-495	道ノ上1号	原 道ノ上	10	40	35	2	
I-496	飯豊1号	原 飯豊	240	50	20	10	
I-497	飯豊2号	原 飯豊	220	50	15	10	
I-498	飯豊3号	原 飯豊	200	45	8	6	
I-499	道地	石亀 道地	410	35	25	21	
I-500	茂市	茂市 茂市	210	40	20	8	
I-501	桜館	茂市 桜館	112	45	20	5	
I-502	道前沢	山口 道前沢	180	45	60	10	
I-503	大坊	山口 大坊	290	40	30	15	
I-504	嘉沢2号	山口 嘉沢	400	50	27	9	
I-505	嘉沢1号	山口 嘉沢	220	50	15	5	
I-506	山口	山口 山口	200	50	20	8	

箇所 番号	箇所名	位置	地形			保全対象施設	
			延長 (m)	傾斜 (度)	高さ (m)	人家 戸数	公共物建物
I-507	山口2号	山口 山口	300	30	35	7	
I-508	山口3号	山口 山口	50	50	10	0	
I-509	田代平	夏坂 田代平	240	45	20	6	
I-510	夏坂	夏坂 夏坂	250	40	40	12	
I-511	遠瀬1号	遠瀬 遠瀬	240	50	25	13	
I-480-1	塚ノ上2号	田子 土橋道ノ上	190	35	10	10	
II-444	赤坂	田子 赤坂	130	50	15	2	
II-445	種子平	田子 種子平	50	45	15	1	
II-446	西屋敷1号	田子 西屋敷	40	45	15	2	
II-447	西屋敷2号	田子 西屋敷	40	45	15	2	
II-448	北川向	田子 北川向	40	30	30	1	
II-449	南川向	田子 南川向	100	45	15	3	
II-450	堅田	田子 堅田	200	45	20	3	
II-451	椈山	田子 椈山	260	35	25	4	
II-452	田子2号	田子 田子	75	30	12	1	
II-453	稲荷沢1号	相米 稲荷沢	40	40	10	1	
II-454	喜助ヶ沢	田子 喜助ヶ沢	30	30	10	1	
II-455	野月2号	相米 野月	40	45	8	1	
II-456	ヒカ子	相米 ヒカ子	74	45	20	1	
II-457	落田向	相米 落田向	160	30	19	4	
II-458	天間屋敷 1号	相米 天間屋敷	140	35	21	3	
II-459	天間屋敷 2号	相米 天間屋敷	130	40	13	3	
II-460	上相米1号	相米 上相米	172	45	10	4	
II-461	根渡1号	相米 根渡	10	75	16	1	
II-462	根渡2号	相米 根渡	170	50	16	2	
II-463	根渡3号	相米 根渡	80	45	15	1	
II-464	根渡4号	相米 根渡	80	45	15	2	

箇所 番号	箇所名	位置	地形			保全対象施設	
			延長 (m)	傾斜 (度)	高さ (m)	人家 戸数	公共物建物
Ⅱ-465	甲地	相米 甲地	72	70	11	1	
Ⅱ-466	七日市 2 号	田子 七日市	50	40	5	3	
Ⅱ-467	釜淵上ミ河 原	田子 釜淵上ミ河原	114	65	35	1	
Ⅱ-468	道ノ上 2 号	原 道ノ上	66	60	20	3	
Ⅱ-469	まだノ実	原 まだノ実	48	75	10	1	
Ⅱ-470	長沢 1 号	原 長沢	96	50	45	2	
Ⅱ-471	野面	原 野面	110	30	11	3	
Ⅱ-472	上ノ平	原 上ノ平	110	30	5	1	
Ⅱ-473	原 1 号	原 原	110	50	34	4	
Ⅱ-474	四日市 1 号	原 四日市	56	35	12	1	
Ⅱ-475	四日市 2 号	原 四日市	46	40	15	1	
Ⅱ-476	杉本	石亀 杉本	98	35	20	2	
Ⅱ-477	桑原	山口 桑原	100	60	30	2	
Ⅱ-478	関 1 号	関 関	120	35	15	3	
Ⅱ-479	夏坂 2 号	夏坂 夏坂	130	35	30	2	
Ⅱ-480	遠瀬 2 号	遠瀬 遠瀬	125	55	36	4	
Ⅱ-481	新田向 1 号	遠瀬 新田向	80	40	20	1	
Ⅱ-482	新田 1 号	遠瀬 新田	60	35	51	2	
Ⅱ-483	新田 2 号	遠瀬 新田	72	35	50	1	

3-4-8 道路危険箇所

県土整備部道路課(平成22年4月1日現在)

(1) 国道

点検対象項目	路線名	迂回路	事前規制	延長	所在地	評価ランク
落石・崩壊	国道104号	無	未指定	250	石亀字亀ノ下	要対策
盛土	国道104号	有	指定	15	夏坂	要対策
橋梁基礎の洗掘	国道104号	有	指定	11	夏坂	要対策
落石・崩壊	国道104号	無	未指定	65	夏坂字夏坂	カルテ監視
落石・崩壊	国道104号	有	未指定	40	夏坂	カルテ監視
雪崩	国道104号	有	指定	50	夏坂	カルテ監視
盛土	国道104号	有	指定	100	夏坂	カルテ監視
盛土	国道104号	有	指定	41	夏坂	カルテ監視
盛土	国道104号	有	指定	90	夏坂	カルテ監視
擁壁	国道104号	無	未指定	100	山口字陣場平	カルテ監視
橋梁基礎の洗掘	国道104号	有	指定	9	夏坂字夏坂	カルテ監視

(2) 地方道

点検対象項目	道路種別	路線名	迂回路	事前規制	延長	所在地	評価ランク
落石・崩壊	主要地方道	田子十和田湖線	有	指定	35	田子字ハサコ平	要対策
落石・崩落	主要地方道	田子十和田湖線	有	指定	60	田子字菖蒲谷地	要対策
落石・崩落	主要地方道	田子十和田湖線	有	未指定	10	田子字菖蒲谷地	要対策
落石・崩落	主要地方道	田子十和田湖線	有	未指定	20	田子字菖蒲谷地	要対策
橋梁基礎の洗掘	主要地方道	田子十和田湖線	有	指定	11	相米字相米向	要対策
落石・崩壊	主要地方道	田子十和田湖線	有	指定	25	田子字館越	カルテ監視
落石・崩壊	主要地方道	田子十和田湖線	有	未指定	15	田子字川代上ミ	カルテ監視
落石・崩壊	主要地方道	田子十和田湖線	有	未指定	40	田子字川代上ミ	カルテ監視
落石・崩壊	主要地方道	田子十和田湖線	有	未指定	80	田子字菖蒲谷地	カルテ監視
落石・崩壊	主要地方道	田子十和田湖線	有	未指定	140	田子字菖蒲谷地	カルテ監視
落石・崩壊	主要地方道	田子十和田湖線	有	未指定	140	田子字菖蒲谷地	カルテ監視
落石・崩壊	主要地方道	田子十和田湖線	有	未指定	50	田子字菖蒲谷地	カルテ監視
落石・崩壊	主要地方道	田子十和田湖線	有	未指定	40	田子字菖蒲谷地	カルテ監視
落石・崩壊	主要地方道	田子十和田湖線	有	未指定	100	田子字菖蒲谷地	カルテ監視
落石・崩壊	主要地方道	田子十和田湖線	有	未指定	50	田子字菖蒲谷地	カルテ監視
落石・崩壊	主要地方道	田子十和田湖線	有	未指定	70	田子字菖蒲谷地	カルテ監視

点検対象項目	道路種別	路線名	迂回路	事前規制	延長	所在地	評価ランク
落石・崩壊	主要地方道	田子十和田湖線	有	未指定	10	田子字菖蒲谷地	カルテ監視
落石・崩壊	主要地方道	田子十和田湖線	有	未指定	20	田子字菖蒲谷地	カルテ監視
落石・崩壊	主要地方道	田子十和田湖線	有	未指定	20	田子字菖蒲谷地	カルテ監視
落石・崩壊	主要地方道	田子十和田湖線	有	未指定	20	田子字小国深山	カルテ監視
落石・崩壊	主要地方道	田子十和田湖線	有	未指定	30	田子字坂中平	カルテ監視
落石・崩壊	一般県道	道前浄法寺線	無	指定	90	遠瀬字和平	カルテ監視
盛土	主要地方道	田子十和田湖線	有	指定	90	田子字南川向	カルテ監視
盛土	主要地方道	田子十和田湖線	有	未指定	70	田子字菖蒲谷地	カルテ監視
盛土	主要地方道	田子十和田湖線	有	未指定	100	田子字菖蒲谷地	カルテ監視
盛土	主要地方道	田子十和田湖線	有	未指定	110	田子字菖蒲谷地	カルテ監視
盛土	主要地方道	田子十和田湖線	有	未指定	115	田子字菖蒲谷地	カルテ監視
盛土	主要地方道	田子十和田湖線	有	未指定	60	田子字菖蒲谷地	カルテ監視
盛土	主要地方道	田子十和田湖線	有	未指定	40	田子字菖蒲谷地	カルテ監視
擁壁	主要地方道	田子十和田湖線	有	未指定	40	田子字菖蒲谷地	カルテ監視
擁壁	主要地方道	田子十和田湖線	有	未指定	120	田子字菖蒲谷地	カルテ監視
橋梁基礎の洗掘	主要地方道	田子十和田湖線	有	指定	18	田子	カルテ監視

3-5-1 自主防災組織の現況

平成29年12月1日現在

団体名	地区 世帯数	隊員数	地区 人口	設立年月日	備考
サンモール商店街自主防火隊	18	18	192		
向山自治会自主防火隊	21	21	79		
矢田郎地区自主防火隊	120	120	291		
水亦地区自主防火隊	9	9	26		
舞手地区自主防火隊	20	20	46		
西館野自主防災会	185	185	430	平成25年10月27日	
道前自主防災会	51	88	135	平成26年2月1日	
石亀地区自主防災団	81	81	202	平成26年2月10日	道地・石亀
山口地区自主防災会	24	24	65	平成26年11月11日	
宮野自主防災会	16	24	42	平成26年12月19日	
根渡自主防災会	24	24	82	平成26年12月28日	
下本町自主防災会	109	109	274	平成27年1月15日	
遠瀬自主防災会	47	47	128	平成27年2月11日	
本町地区自主防災会	100	100	212	平成27年9月1日	北側・南側
種子地区自主防災会	15	15	45	平成27年10月1日	
七日市自主防災会	190	190	438	平成27年12月1日	
中本町自主防災会	43	43	114	平成28年1月14日	
袖平自主防災会	25	37	68	平成28年3月5日	
細野自主防災会	22	35	76	平成28年3月13日	
池振地区自主防災会	31	31	94	平成28年8月26日	池振・野畦沢
清水頭自主防災会	41	41	145	平成28年10月15日	
新田自主防災会	39	39	99	平成29年3月5日	
杉本自主防災会	30	30	76	平成29年5月5日	

3-9-1 指定避難所等

(1) 指定避難所

施設名	避難地区	地区人口	所在地	避難可能人数	施設の構造・面積	管理者名	給水・炊飯施設の有無		災害別の利用				
							給水	炊飯	洪水	崖崩れ	地震	火事	浸水
中央公民館	下田子・塚ノ上 舞手・向山 衣更・七日市 矢田郎・野月 種子・野々上 池振・野畦沢 長坂・上野 西館野・宮野 細野・明土平 上相米・根渡 柴倉・上風張 風張・南風張 北側・南側 中本町・下本町 サノモール	3,690	田子字柏木 田 169	540	鉄骨 1,347.00 m ²	公民館長 20-7072	有	有	○	○	○	○	○
清水頭地区 総合研修センター	川向・川代 袖平・椈山 清水頭・干草場	464	田子字清水 頭下モ久保 78-1	60	木造 143.26 m ²	自治会長	有	有	○	○	○	○	○
都市農村交流センター	雀ヶ平・野面 極ノ実・原 飯豊	496	原字飛鳥平 26-1	300	鉄骨 802.00 m ²	自治会長	有	有	○	○	○	○	○
上郷公民館	道地・石亀 杉本・茂市 道前・嘉沢 山口・関 夏坂・遠瀬 水亦・新田	1,119	山口字道前 8	370	木造 918.00 m ²	館長 33-1811	有	有	○	○	○	○	○

* 指定避難所の予備施設は以下のとおりとする

指定避難所	左記指定避難所の予備施設			
	施設名	所在地	構造・面積	避難可能人数
中央公民館	田子小学校、	田子字野々上平4	鉄筋コンクリート 5,294 m ²	600
都市農村交流センター	田子中学校	田子字風張 27-1	鉄筋コンクリート 5,727 m ²	700
清水頭地区総合研修センター	清水頭小学校	田子字清水頭 18	木造 2,479 m ²	400
上郷公民館	上郷小学校	山口字道前 21-1	鉄筋コンクリート 2,651 m ²	350

(2) 指定緊急避難場所

施設名	避難地区	地区人口	所在地	避難可能人数	施設の構造・面積	管理者名	給水・炊飯施設の有無		災害別の利用				
							給水	炊飯	洪水	崖崩れ	地震	火事	浸水
下田子生活館	下田子塚ノ上	219	田子字下田子61-9	80	木造 204.17 m ²	自治会長	有	有	○	○	○	○	○
舞手地区コミュニティ消防センター	舞手	46	田子字喜助ヶ沢1-2	30	木造 85.29 m ²	自治会長	有	有	○	○	○	○	○
向山地区コミュニティ消防センター	向山	79	田子字向山上ミ平16-3	30	木造 85.28 m ²	自治会長	有	有	○	○	○	○	○
衣更地区集落センター	衣更	78	田子字衣更66	40	木造 103.57 m ²	自治会長	有	有	○	○	○	○	○
光明寺	七日市	438	田子字天神堂平51-1	120	木造 247.94 m ²	住職	有	有	○	○	○	○	○
矢田郎地区コミュニティ消防センター	矢田郎	291	田子字矢田郎平3-6	100	木造 243.46 m ²	町内会長	有	有	○	○	○	○	○
野月生活館	野月	224	相米字野月6-1	50	木造 134.16 m ²	自治会長	有	有	○	○	○	○	○
野々上生活館	野々上	213	田子字野々上45-3	70	木造 169.40 m ²	自治会長	有	有	○	○	○	○	○
池振地区集落センター	池振野畦沢	94	田子字池振下モ平2	40	木造 100.90 m ²	自治会長	有	有	○	○	○	○	○
川向生活館	川向	84	田子字馬場18-2	30	木造 82.81 m ²	自治会長	有	有	○	○	○	○	○
川代生活館	川代	50	田子字大王31-2	30	木造 74.53 m ²	自治会長	有	有	○	○	○	○	○
袖平生活館	袖平椈山	79	田子字白椈1-1	50	木造 136.37 m ²	自治会長	有	有	○	○	○	○	○
清水頭地区総合研修センター	清水頭	145	田子字清水頭下モ久保78-1	60	木造 143.26 m ²	自治会長	有	有	○	○	○	○	○
干草場生活館	干草場	106	田子字二次下モ平7-7	30	木造 80.00 m ²	自治会長	有	有	○	○	○	○	○
長坂地区集落センター	長坂	81	田子字長坂29-4	40	木造 111.61 m ²	自治会長	有	有	○	○	○	○	○
上野地区多目的研修センター	上野	112	田子字上野2-3	60	木造 138.29 m ²	自治会長	有	有	○	○	○	○	○
上ノ平生活館	西館野種子	475	田子字田子上ノ平21	100	木造 249.62 m ²	自治会長	有	有	○	○	○	○	○

施設名	避難地区	地区人口	所在地	避難可能人数	施設の構造・面積	管理者名	給水・炊飯施設の有無		災害別の利用					
							給水	炊飯	洪水	崖崩れ	地震	火事	浸水	
細野地区集落センター	細野	76	相米字細野134-4	60	木造 146.48 m ²	自治会長	有	有	○	○	○	○	○	
明土平生活館	明土平	39	相米字高屋敷128-2	30	木造 85.86 m ²	自治会長	有	有	○	○	○	○	○	
相米へき地保健福祉館	上相米	81	相米字天間屋敷33	80	木造 199.98 m ²	部落会長	有	有	○	○	○	○	○	
根渡地区担い手センター	根渡	82	相米字石亀渡40	60	木造 138.03 m ²	自治会長	有	有	○	○	○	○	○	
柴倉生活館	柴倉	24	相米字柴倉沢32-1	60	木造2階 162.30 m ²	自治会長	有	有	○	○	○	○	○	
田子町商工会館	上風張 風張 南風張	204	田子字風張13-1	80	木造2階 167.76 m ²	商工会長	有	有	○	○	○	○	○	
耕田寺	北側 南側	212	田子字田子86-1	200	木造 396.00 m ²	住職	有	有	○	○	○	○	○	
中央公民館	サンモール 中本町 下本町 宮野	622	田子字柏木田169	540	鉄骨 1,347.00 m ²	館長	有	有	○	○	○	○	○	
雀ヶ平生活館	雀ヶ平	90	原字雀ヶ平8-2	30	木造 85.10 m ²	自治会長	有	有	○	○	○	○	○	
野面生活館	野面 極ノ実	135	原字野面77-8	40	木造 96.06 m ²	自治会長	有	有	○	○	○	○	○	
都市農村交流センター	原	111	原字飛鳥平26-1	300	鉄骨 802.00 m ²	自治会長	有	有	○	○	○	○	○	
飯豊生活館	飯豊	160	原字飯豊33-1	50	木造 132.22 m ²	自治会長	有	有	○	○	○	○	○	
石亀地区研修センター	道地 石亀 杉本	278	石亀字石亀6	140	木造 338.69 m ²	自治会長	有	有	○	○	○	○	○	
茂市地区担い手センター	茂市	118	茂市字茂市21-1	60	木造 142.68 m ²	自治会長	有	有	○	○	○	○	○	
上郷公民館	道前 山口	200	山口字道前8	370	木造 918.00 m ²	館長	有	有	○	○	○	○	○	
嘉沢地区集落センター	嘉沢	50	山口字嘉沢11-5	50	木造 124.70 m ²	自治会長	有	有	○	○	○	○	○	
やすらぎの駐車帯	関	140	関字関53-3他	1000	アスファルト舗装 2,700 m ²	青森県	無	無	○	○	○	○	○	
(有)堀川プロバイダー車庫	夏坂	80	夏坂字田代平5-1	100	木造 247.93 m ²	(有)堀川プロバイダー	無	無	○	○	○	○	○	

施設名	避難地区	地区人口	所在地	避難可能人数	施設の構造・面積	管理者名	給水・炊飯施設の有無		災害別の利用				
							給水	炊飯	洪水	崖崩れ	地震	火事	浸水
遠瀬生活館	遠瀬	128	遠瀬字苗代 71	100	木造 256.15 m ²	自治会長	有	有	○	○	○	○	○
水亦生活館	水亦	26	遠瀬字水亦 24-2	40	木造 101.00 m ²	自治会長	有	有	○	○	○	○	○
新田地区 活性化センター	新田	99	遠瀬字堺沢出口 1-2	90	木造 234.33 m ²	自治会長	有	有	○	○	○	○	○

(3) 福祉避難所

施設名	所在地	受入人数	受入対象者
田子町介護老人保健施設 (老健たっこ)	田子字前田 2-17	5	認知症日常生活自立度Ⅲ以上 要介護度 1 以上
特別養護老人ホーム みろく苑	田子字七日市上ノ平 60	5	認知症日常生活自立度Ⅲ以上 要介護度 1 以上
グループホーム みろく苑	田子字七日市上ノ平 60	5	認知症日常生活自立度Ⅲ以上 要介護度 1 以上
グループホーム みろくの郷けんど	茂市字仲田 2-2	3	認知症日常生活自立度Ⅲ以上 要介護度 1 以上
グループホーム みろくの郷かぐち	茂市字仲田 2-4	3	認知症日常生活自立度Ⅲ以上 要介護度 1 以上
慈花苑・けやき荘	田子字風張 20-21	3	認知症日常生活自立度Ⅲ以上 要介護度 1 以上

3-18-1 土砂災害警戒区域等一覧

県土整備部河川砂防課(平成29年3月31日現在)

危険箇所番号	指定年月日	区域名	所在地	自然現象の種類	区域内の人家		
					警戒区域 戸数	うち特別警戒区域	
						有:1 無:2	戸数
443-I-001	H23.3.14	舞手沢	田子字喜助ヶ沢	土石流	0	2	0
443-I-002	H23.3.14	東飯豊沢	原字飯豊	土石流	41	1	0
443-I-003	H23.3.14	梨子ノ木沢	原字飯豊	土石流	2	1	2
443-I-004	H23.3.14	第一北遠瀬沢	遠瀬字遠瀬	土石流	15	2	0
443-I-005	H23.3.14	第二北遠瀬沢	遠瀬字遠瀬	土石流	11	2	0
443-I-006	H23.3.14	第一関沢	関字関	土石流	29	1	13
443-I-007	H23.3.14	第二関沢	関字関	土石流	23	1	0
443-I-008	H23.3.14	第一山口沢	山口字山口	土石流	11	2	0
443-I-009	H23.3.14	八幡平沢	山口字大坊	土石流	5	1	0
443-I-010	H23.3.14	道前沢	山口字道前沢	土石流	13	1	0
443-I-010-2	H23.3.14	道前沢2	山口字道前沢	土石流	8	1	0
443-I-010-3	H23.3.14	道前沢3	山口字道前沢	土石流	8	2	0
443-I-010-4	H23.3.14	道前沢4	山口字道前沢	土石流	12	1	0
443-I-011-1	H23.3.14	第一茂市沢1	茂市字極ノ沢	土石流	0	1	0
443-I-011-2	H23.3.14	第一茂市沢2	茂市字極ノ沢	土石流	0	1	0
443-I-011-3	H23.3.14	第一茂市沢3	茂市字極ノ沢	土石流	0	1	0
443-I-011-4	H23.3.14	第一茂市沢4	茂市字極ノ沢	土石流	0	1	0
443-I-012-1	H23.3.14	北佐羽内沢1	原字四日市	土石流	0	1	0
443-I-012-2	H23.3.14	北佐羽内沢2	原字四日市	土石流	1	1	0
443-I-013	H23.3.14	原沢	原字道ノ下	土石流	11	2	0
443-I-014	H23.3.14	矢田郎平沢	相米字相米向	土石流	11	1	0
443-I-015	H23.3.14	明土平沢	相米字明土平	土石流	4	1	0
443-I-016	H23.3.14	内の沢	相米字内の沢	土石流	5	1	2
443-I-017-1	H23.3.14	木和田平沢1	相米字内の沢	土石流	9	2	0
443-I-017-2	H23.3.14	木和田平沢2	相米字内の沢	土石流	0	1	0
443-I-018	H23.3.14	上相米沢	相米字上相米	土石流	7	1	0
443-I-019-1	H23.3.14	川向沢1	田子字北川向	土石流	0	1	0
443-I-019-2	H23.3.14	川向沢2	田子字北川向	土石流	5	1	0
443-II-001	H23.3.14	東長沢	原字長沢	土石流	5	1	0
443-II-002	H23.3.14	長沢	原字長沢	土石流	3	1	0
443-II-003	H23.3.14	水亦沢	遠瀬字水亦	土石流	6	1	0
443-II-004	H23.3.14	第三北遠瀬沢	遠瀬字遠瀬	土石流	2	1	0
443-II-005	H23.3.14	夏坂沢	夏坂字夏坂	土石流	5	1	0
443-II-006	H23.3.14	小雷鉢沢	夏坂字夏坂	土石流	5	1	3
443-II-007	H23.3.14	第二山口沢	山口字桑原	土石流	3	1	2
443-II-008	H23.3.14	鷲ヶ沢	山口字鷲ヶ沢	土石流	1	1	1
443-II-009	H23.3.14	大坊沢	山口字新井田	土石流	3	1	0
443-II-010	H23.3.14	桜館沢	茂市字成田	土石流	2	2	0
443-II-011-1	H23.3.14	第二茂市沢1	茂市字成田	土石流	6	1	0
443-II-011-2	H23.3.14	第二茂市沢2	茂市字成田	土石流	6	1	0
443-II-012	H23.3.14	七日市沢	田子字七日市	土石流	9	1	0
443-II-013	H23.3.14	落田沢	相米字明土平	土石流	1	1	1
443-II-014	H23.3.14	甲地沢	相米字甲地	土石流	1	2	0
443-II-015	H23.3.14	柴倉沢	相米字柴倉	土石流	2	1	0
443-II-016	H23.3.14	上相米沢	相米字天間屋敷	土石流	1	1	0
443-II-017	H23.3.14	種子沢	田子字西屋敷	土石流	2	1	1
443-II-018	H23.3.14	川代沢	田子字川代	土石流	1	1	0

危険箇所番号	指定年月日	区域名	所在地	自然現象の種類	区域内の人家		
					警戒区域	うち特別警戒区域	
					戸数	有: 1 無: 2	戸数
I-480	H23.3.14	塚ノ上ミ	田子字塚ノ上ミ	急傾斜地の崩壊	34	1	10
I-480-1	H23.3.14	塚ノ上ミ2号	田子字塚ノ上ミ	急傾斜地の崩壊	10	2	0
I-481	H23.3.14	土橋道ノ上3号	田子字土橋道ノ上	急傾斜地の崩壊	14	1	8
I-482	H23.3.14	土橋道ノ上2号	田子字土橋道ノ上	急傾斜地の崩壊	19	1	7
I-483	H23.3.14	土橋道ノ上	田子字土橋道ノ上	急傾斜地の崩壊	36	1	5
I-484	H23.3.14	田子	田子字田子	急傾斜地の崩壊	27	1	1
I-485	H23.3.14	悪土	田子字悪土	急傾斜地の崩壊	1	1	0
I-486	H23.3.14	館越	田子字館越	急傾斜地の崩壊	39	1	3
I-487	H23.3.14	七日市	田子字七日市	急傾斜地の崩壊	28	1	6
I-488	H23.3.14	風張	田子字風張	急傾斜地の崩壊	5	1	0
I-489	H23.3.14	風張2号	田子字風張	急傾斜地の崩壊	15	1	0
I-490	H23.3.14	相米	相米字相米	急傾斜地の崩壊	3	1	1
I-491	H23.3.14	野月	相米字野月	急傾斜地の崩壊	24	1	0
I-492	H23.3.14	清水頭中平	田子字清水頭中平	急傾斜地の崩壊	0	1	0
I-493	H23.3.14	清水頭	田子字清水頭	急傾斜地の崩壊	2	1	0
I-494	H23.3.14	川代	田子字川代	急傾斜地の崩壊	8	1	2
I-495	H23.3.14	道ノ上1号	原字道ノ上	急傾斜地の崩壊	1	1	1
I-496	H23.3.14	飯豊1号	原字飯豊	急傾斜地の崩壊	6	1	1
I-497	H23.3.14	飯豊2号	原字飯豊	急傾斜地の崩壊	5	1	1
I-498	H23.3.14	飯豊3号	原字飯豊	急傾斜地の崩壊	5	1	2
I-499	H23.3.14	道地	石亀字道地	急傾斜地の崩壊	17	1	1
I-500	H23.3.14	茂市	茂市字茂市	急傾斜地の崩壊	8	1	1
I-501	H23.3.14	桜館	茂市字桜館	急傾斜地の崩壊	6	1	1
I-502	H23.3.14	道前沢	山口字道前沢	急傾斜地の崩壊	18	1	4
I-503	H23.3.14	大坊	山口字大坊	急傾斜地の崩壊	17	1	1
I-504	H23.3.14	嘉沢2号	山口字嘉沢	急傾斜地の崩壊	7	1	2
I-505	H23.3.14	嘉沢1号	山口字嘉沢	急傾斜地の崩壊	5	1	1
I-506	H23.3.14	山口	山口字山口	急傾斜地の崩壊	13	1	0
I-507	H23.3.14	山口2号	山口字山口	急傾斜地の崩壊	6	1	2
I-508	H23.3.14	山口3号	山口字山口	急傾斜地の崩壊	0	1	0
I-509	H23.3.14	田代平	夏坂字田代平	急傾斜地の崩壊	5	1	4
I-510	H23.3.14	夏坂	夏坂字夏坂	急傾斜地の崩壊	17	1	8
I-511	H23.3.14	遠瀬1号	遠瀬字遠瀬	急傾斜地の崩壊	7	1	3
I-16306	H23.3.14	野面2号	原字野面	急傾斜地の崩壊	0	1	0
I-16307	H23.3.14	道前沢2号	山口字道前沢	急傾斜地の崩壊	8	1	1
II-444	H23.3.14	赤坂	田子字赤坂	急傾斜地の崩壊	1	1	0
II-445	H23.3.14	種子平	田子字種子平	急傾斜地の崩壊	5	1	1
II-446	H23.3.14	西屋敷1号	田子字西屋敷	急傾斜地の崩壊	4	1	0
II-447	H23.3.14	西屋敷2号	田子字西屋敷	急傾斜地の崩壊	2	1	0
II-448	H23.3.14	北川向	田子字北川向	急傾斜地の崩壊	3	1	1
II-449	H23.3.14	南川向	田子字南川向	急傾斜地の崩壊	4	1	0
II-450	H23.3.14	堅田	田子字堅田	急傾斜地の崩壊	3	1	0
II-451	H23.3.14	栴山	田子字栴山	急傾斜地の崩壊	5	1	0
II-452	H23.3.14	田子2号	田子字田子	急傾斜地の崩壊	1	1	0
II-453	H23.3.14	稲荷沢1号	相米字稲荷沢	急傾斜地の崩壊	1	1	1
II-454	H23.3.14	喜助ヶ沢	田子字喜助ヶ沢	急傾斜地の崩壊	1	1	1
II-455	H23.3.14	野月2号	相米字野月	急傾斜地の崩壊	1	1	0
II-456	H23.3.14	ヒカ子	相米字ヒカ子	急傾斜地の崩壊	1	1	1
II-457	H23.3.14	落田向	相米字落田向	急傾斜地の崩壊	3	1	2
II-458	H23.3.14	天間屋敷1号	相米字天間屋敷	急傾斜地の崩壊	3	1	0

危険箇所番号	指定年月日	区域名	所在地	自然現象の種類	区域内の人家		
					警戒区域	うち特別警戒区域	
						戸数	有: 1 無: 2
Ⅱ-459	H23. 3. 14	天間屋敷 2 号	相米字天間屋敷	急傾斜地の崩壊	3	1	1
Ⅱ-460	H23. 3. 14	上相米 1 号	相米字上相米	急傾斜地の崩壊	3	1	2
Ⅱ-461	H23. 3. 14	根渡 1 号	相米字根渡	急傾斜地の崩壊	3	1	1
Ⅱ-462	H23. 3. 14	根渡 2 号	相米字根渡	急傾斜地の崩壊	2	1	1
Ⅱ-463	H23. 3. 14	根渡 3 号	相米字根渡	急傾斜地の崩壊	0	1	0
Ⅱ-464	H23. 3. 14	根渡 4 号	相米字根渡	急傾斜地の崩壊	3	1	0
Ⅱ-465	H23. 3. 14	甲地	相米字甲地	急傾斜地の崩壊	1	1	1
Ⅱ-466	H23. 3. 14	七日市 2 号	田子字七日市	急傾斜地の崩壊	3	1	0
Ⅱ-467	H23. 3. 14	釜淵上ミ川原	田子字釜淵上ミ川原	急傾斜地の崩壊	2	1	0
Ⅱ-468	H23. 3. 14	道ノ上 2 号	原字道ノ上	急傾斜地の崩壊	3	1	2
Ⅱ-469	H23. 3. 14	極ノ実	原字極ノ実	急傾斜地の崩壊	1	1	1
Ⅱ-470	H23. 3. 14	長沢 1 号	原字長沢	急傾斜地の崩壊	1	1	0
Ⅱ-471	H23. 3. 14	野面	原字野面	急傾斜地の崩壊	3	1	0
Ⅱ-472	H23. 3. 14	上ノ平	原字上ノ平	急傾斜地の崩壊	1	1	0
Ⅱ-473	H23. 3. 14	原 1 号	原字原	急傾斜地の崩壊	3	1	2
Ⅱ-474	H23. 3. 14	四日市 1 号	原字四日市	急傾斜地の崩壊	1	1	0
Ⅱ-475	H23. 3. 14	四日市 2 号	原字四日市	急傾斜地の崩壊	1	1	1
Ⅱ-476	H23. 3. 14	杉本	石亀字杉本	急傾斜地の崩壊	3	1	3
Ⅱ-477	H23. 3. 14	桑原	山口字桑原	急傾斜地の崩壊	2	1	1
Ⅱ-478	H23. 3. 14	関 1 号	関字関	急傾斜地の崩壊	3	1	1
Ⅱ-479	H23. 3. 14	夏坂 2 号	夏坂字夏坂	急傾斜地の崩壊	2	1	1
Ⅱ-480	H23. 3. 14	遠瀬 2 号	遠瀬字遠瀬	急傾斜地の崩壊	4	1	1
Ⅱ-481	H23. 3. 14	新田向 I 号	遠瀬字新田向	急傾斜地の崩壊	3	1	0
Ⅱ-482	H23. 3. 14	新田 I 号	遠瀬字新田	急傾斜地の崩壊	1	1	0
Ⅱ-483	H23. 3. 14	新田 2 号	遠瀬字新田	急傾斜地の崩壊	1	1	0
Ⅱ-16308	H23. 3. 14	相米 2 号	相米字相米	急傾斜地の崩壊	3	1	2

4. 災害応急対策計画

4-1-1 「田子町の警報・注意報発表基準一覧表」

平成 29 年 7 月 7 日現在

田子町	府県予想区	青森県		
	一次細分区域	三八上北		
	市区町村等をまとめた地域	三八		
警報	大雨	表面雨量指数基準	8	
		土壌雨量指数基準	115	
	洪水	流域雨量指数基準	熊原側流域=21.1 種子川流域=10.9 杉倉川流域=8.8	
		複合基準	—	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	暴風	平均風速	18m/s	
	暴風雪	平均風速	18m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平地	12 時間降雪の深さ 35 cm
			山沿い	12 時間降雪の深さ 40 cm
	注意報	大雨	表面雨量指数基準	6
土壌雨量指数基準			92	
洪水		流域雨量指数基準	熊原側流域=16.9 種子川流域=8.7 杉倉川流域=7	
		複合基準	—	
		指定河川洪水予報による基準	—	
強風		平均風速	13m/s	
風雪		平均風速	13m/s 雪を伴う	
大雪		降雪の深さ	平地	12 時間降雪の深さ 15 cm
			山沿い	12 時間降雪の深さ 20 cm
雷		落雷等により被害が予想される場合		
融雪		融雪により被害が予想される場合		
濃霧		視程	100m	
乾燥		実効湿度 67%、このほか県内気象官署の風速、最小湿度など考慮する		
なだれ		①山沿いで 24 時間降雪の深さが 40 cm 以上 ②積雪が 50 cm 以上で、日平均気温 5℃ 以上の日が継続		
低温		夏期：最高・最低・平均気温のいずれかが平年より 4～5℃ 以上低い日が数日以上続くとき 冬期：最低気温が -8℃ 以下のとき（ただし前日の最高気温が -3℃ 以下、又は 0℃ 以下が 2 日以上継続）※1		
霧		早霧、晩霧期におおむね最低気温 2℃ 以下（早霧期は農作物の生育を考慮し実施する）		
着氷・着雪		大雪注意報の条件下で気温が -2℃ より高い場合		
記録的短時間大雨情報	1 時間雨量	90 mm		

※1 冬期の気温は青森地方気象台、むつ特別地域気象観測所、八戸特別地域気象観測所、深浦特別地域気象観測所の値。
(備考) 山沿いとは平地から山に移る地帯のおおむね標高 150m 以上をいう

4-1-2 市町村等版警報・注意報発表基準一覧表の解説

- (1) 本表は、気象・高潮・波浪・洪水に関する警報・注意報の発表基準を一覧表に示したものである。特別警報及び地震動・津波・火山に関する警報の発表基準は、別の資料を参照のこと。
- (2) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される市町村等に対して発表する。
- (3) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- (4) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- (5) 表中において、対象の市町村等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報(洪水を除く。)についてはその欄を空白で、大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないもの、または、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合についてはその欄を“—”で、それぞれ示している。
- (6) 大雨警報については、表面雨量指数基準に到達することが予想される場合は「大雨警報(浸水害)」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報(土砂災害)」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報(土砂災害、浸水害)」として発表するため、大雨警報の欄中、(浸水害)は「大雨警報(浸水害)」、(土砂災害)は「大雨警報(土砂災害)」の基準をそれぞれ示している。
- (7) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。
- (8) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は1 km 四方毎に設定しているが、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。1 km四方毎の基準値については、(http://www.jma.go.jp/jma/ki-shou/known/ki-jun/index_shisu.html)を参照のこと。
- (9) 洪水の欄中、「○○川流域=10.5」は、「○○川流域の流域雨量指数 10.5 以上」を意味する。
- (10) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は、(http://www.jma.go.jp/jma/ki-shou/known/ki-jun/index_kouzui.html)を参照のこと。
- (11) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を示している。その他の地点の基準値は、(http://www.jma.go.jp/jma/ki-shou/known/ki-jun/index_kouzui.html)を参照のこと。
- (12) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「○○川 [△△]」は、洪水警報においては「指定河川である○○川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。
- (13) 高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面(TP)を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいはMSL(平均潮位)等を用いる。
- (14) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常基準を適用することが適切でない状態となることがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して、「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

避難勧告等の判断・伝達マニュアル

平成29年4月

田 子 町

1. 避難勧告等の発令区分	1
(1)避難準備・高齢者等避難開始	
(2)避難勧告	
(3)避難指示（緊急）	
2. 避難勧告等の判断基準	1
3. 各種災害の特性	1
(1)水害	
①外水氾濫（河川の氾濫等）	
②内水氾濫（市街地の水はけの悪化、水路等の氾濫等）	
(2)土砂災害（急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり）	
4. 避難勧告等の発令の判断基準（具体的な考え方）	4
(1)河川洪水	
(2)土砂災害	
5. 避難勧告等の伝達手段	9
6. 避難勧告等の伝達文（例）	10

1. 避難勧告等の発令区分

避難勧告等の発令基準は以下のとおりとする。

(1) 避難準備・高齢者等避難開始

気象予報等が発表され、災害により人的被害の発生のおそれがあり、高齢者や災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要し、事前に避難準備することが適当であると認められる者が、避難行動を開始する必要がある場合に情報を提供する。

(2) 避難勧告

災害により人的被害の発生のおそれがあり、災害の拡大を防止するため特に必要がある場合に、住民に対し避難のための立ち退きを勧め又は促す。

(3) 避難指示（緊急）

災害による被害の危険が切迫している場合等で、避難勧告より状況が悪化し緊急に避難を要すると認められる場合に、住民に対し避難のための立ち退きを勧めるとともに指示する。

2. 避難勧告等の判断基準

避難勧告等の発令については、対象となる災害を（1）河川洪水、（2）土砂災害の2種類とし、各種防災気象情報、現地情報等を収集し総合的に判断する。

3. 各種災害の特性

住民は、災害が発生するまでに避難を終えることが原則であるが、事態の進行や状況に応じて適切な避難行動をとることが必要となる。したがって、下記の点を避難行動についての基本的な考え方とする。

- 1) 高齢者や災害時要援護者等、避難行動や情報面での支援を要する人も含めた住民の確実な避難
- 2) 道路冠水等で危険な中を避難するような事態の回避等、避難行動における安全の確保
- 3) 真に切迫した状況では生命を守る最低限の行動の選択

※自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は、計画された避難場所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて自宅や隣接建物の2階等に避難することもある。

(1) 水害

①外水氾濫（河川の氾濫等）

堤防を有しない河川等では、水位上昇に伴い河川があふれ、徐々に浸水域、浸水深が増加する。

堤防を有する河川で破堤した場合、氾濫水は家屋でさえ破壊するほどのエネルギーで一気に押し寄せるため、堤防の近傍の住民は破堤前の避難完了が必要となる。また、相当量の氾濫水が流れ出すので、浸水深や浸水域も一気に増加する。そのため、低地で氾濫水が集まる地区は、特に速やかな避難行動が必要となる。

さらに、大河川に小規模の河川が合流する地域では、大河川の水位上昇により小規模の河川の水が流れ込めなくなり、あふれる場合があることに注意が必要である。なお、内水氾濫が先行して発生する場合も多く、内水による浸水の進行により、外水氾濫の危険性が高まった段階では避難が困難となるおそれもある。また、急流河川が破堤すると、浸水深はあまり深くなくても、氾濫水の流速が早く避難することが危険な場合がある。

浸水が既に始まっている場合において、住民が留意すべき事項は次のとおりである。

イ) 浸水深が50cmを上回る（膝上まで浸水が来ている）場所での避難行動は危険であること。

流速が速い場合は、20cm程度でも歩行不能であること。

ロ) 用水路等への転落のおそれがある場所では、道路上10cm程度でも危険であること。

ハ) 浸水により避難所までの歩行等が危険な状態になった場合には、生命を守る最低限の行動として、自宅や隣接建物の2階等へ緊急的に避難するなどの行動をとること。

②内水氾濫（市街地の水はけの悪化、水路等の氾濫等）

降雨量に対して小河川や下水道等の処理能力が追いつかない場合に発生する。

一般的に外水氾濫よりも浸水深は浅い傾向にあるが、地下施設等では生命に係る災害となることがある

また、小河川からの浸水は、小河川が流れ込む先の河川の水位が高くなると徐々に始まるが、さらなる本川の水位上昇により水門の閉鎖や排水機場の停止等の措置が執られた場合、水位は一気に上昇するので、水門の閉鎖等の前の避難が必要。

河川の氾濫と同時に発生する場合も多い。

浸水が既に始まっている場合において、住民が留意すべき事項は外水氾濫と同様である。

(2) 土砂災害（急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり）

土砂災害は相当の破壊力を有しており、生命の危険が高いため、降雨指標に基づく土砂災害発生危険度予測を可能な限り活用し、災害発生前に避難を完了することが必要である。ただし土砂災害は、地形や地質条件、それまでの降雨量等、複数の要因が重なり合って発生するため、降雨指標による土砂災害発生危険度が比較的低くても発生する場合もあるので、住民は、前兆現象を確認したら速やかに避難する必要がある。

そのため町は、降雨指標に基づく土砂災害発生予測のみでなく、住民等からの通報により、速やかに前兆現象の発生事実を把握し、同事実及び避難勧告等を速やかに周知・伝達する。

土砂災害の避難について、住民が留意すべき事項は次のとおりである。

- イ) 避難所へ避難する際は、土砂災害危険区域内の通過は避けること、土石流に関しては溪流に直角方向にできるだけ溪流から離れること、溪流を渡って対岸に避難することは避けることなどに留意すること。
- ロ) 避難所への避難が困難な場合には、生命を守る最低限の行動として、周囲の建物より比較的高い建物の2階以上（斜面と反対側の部屋）に避難することを心がけること。

4. 避難勧告等の発令の判断基準（具体的な考え方）

避難勧告等の標準的な意味合いについては次のとおりであるが、どのような状態になれば住民が避難行動を開始する必要があるかについて、関係機関から提供される情報、自ら収集する情報等を基に避難勧告等を発令する。

避難勧告等の類型

区 分	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備・高齢者等避難開始	・高齢者や要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	・高齢者や災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（民生委員、自主防災組織または町内会、近隣協力者等は、避難時要援護者の支援行動を開始） ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	・通常の避難行動ができる者は、計画された避難所等への避難行動を開始
避難指示（緊急）	・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断される状況 ・人的被害の発生した状況	・避難勧告等の発令後で避難中の住民は確実な避難行動を直ちに完了 ・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移り、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動をとる

《運用上の注意事項》

- ・重要な情報については、情報を発表した気象官署、河川管理者等との間で相互に情報交換を行う。
- ・関係機関との情報交換を密に行いつつ、河川の上流部でどのような状況になっているか、暴風雨はどのあたりまで接近しているか、近隣で災害や前兆現象が発生していないか等、広域的な現状把握に努める。
- ・想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事態が発生することもあることから、堤防の異常や土砂災害の前兆現象、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダ観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものを含めて、総合的に判断を行う。
- ・自然現象のため不測の事態等が想定されることから、避難行動は、計画された避難場所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて、自宅や隣接建物の2階等に避難させることも考慮する。

(1) 河川洪水

1) 熊原川

<上郷観測所>

位置：中央20.00k

標高：149.3240m

中央：青森県三戸郡田子町字平成田323

2) 種子川

<川向観測所>

位置：中央4.00k

標高：-

中央：青森県三戸郡田子町大字田子字北川向51-5地先

■ 避難すべき区域

原則として河川浸水想定区域で浸水が予想されている範囲内

※田子町洪水ハザードマップを参照

■ 具体的な基準

避難勧告等は以下の基準を参考に、河川洪水予報、水位情報（はん濫注意水位、避難判断水位）、今後の気象予測、河川巡視からの報告等を含めて総合的に判断し発令する。

馬淵川水系熊原川	上郷観測所 田子町字平成田323（落合橋）
避難準備・高齢者等避難開始	①はん濫注意水位【 <u>2.00m</u> 】に到達し、1時間後には、避難判断水位【 <u>3.60m</u> 】を超えると予想され、なお水位の上昇が見込まれる。
避難勧告	①避難判断水位【 <u>3.60m</u> 】に到達し、1時間後には、はん濫危険水位【 <u>4.30m</u> 】に到達すると予想される。 ②河川はん濫のおそれがある。
避難指示（緊急）	①はん濫危険水位【 <u>4.30m</u> 】に到達する。 ②堤防が決壊するおそれがある。 (堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等が発見される)

馬淵川水系種子川	川向観測所 田子町大字田子字北川向（川向橋上流約50m）
避難準備・高齢者等避難開始	①はん濫注意水位【1.80m】に到達し、1時間後には、避難判断水位【1.90m】を超えると予想され、なお水位の上昇が見込まれる。
避難勧告	①避難判断水位【1.90m】に到達し、1時間後には、はん濫危険水位【2.15m】に到達すると予想される。 ②河川はん濫のおそれがある。
避難指示（緊急）	①はん濫危険水位【2.15m】に到達する。 ②堤防が決壊するおそれがある。 （堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等が発見される）

※はん濫危険水位：洪水により、相当の家屋浸水等の被害を生ずるはん濫のおそれがある水位

※避難判断水位：はん濫注意水位を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位で、市町村が発する避難勧告等の目安となる水位

※はん濫注意水位：出水時に災害の起こるおそれのある水位で、水防団（消防団）を出動又は準備させる水位

※水防団待機水位：水防団（消防団）が水防活動の準備を始める目安となる水位で、各機関からの情報収集や危険箇所の巡回等を行う目安となる

(2) 土砂災害

■ 避難すべき区域

当町の土砂災害の発生のおそれのある急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流箇所は、町域のあらゆる箇所に点在していることから、町職員や消防職員等による危険箇所の巡視情報や周辺住民等からの通報などの情報を収集するとともに、気象官署、砂防関係機関等との間で相互に情報交換を行い、避難勧告の対象となる「避難すべき区域」を判断する。

■ 具体的な基準

避難勧告等は以下の基準を参考に、土砂災害警戒情報や今後の気象予測、土砂災害危険箇所の巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

区 分	現地情報等による基準	土砂災害警戒情報(※1)による基準
避難準備・ 高齢者等避 難開始	①近隣で前兆現象（湧き水・地下水の濁り、量の変化）が発見される	①「土砂災害警戒情報」を補足する詳細情報(※2)における予測雨量が、2時間後に「土砂災害警戒基準(C Lライン)」(※3)に到達すると予想される。
避難勧告	①近隣で前兆現象（溪流付近で斜面崩落、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生）が発見された場合	①「土砂災害警戒情報」を補足する詳細情報における予測雨量が、1時間後に「土砂災害警戒基準(C Lライン)」に到達すると予想される。
避 難 指 示 (緊急)	①近隣で土砂災害が発生している ②近隣で土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）が発見される	①「土砂災害警戒情報」を補足する詳細情報における実況雨量が、「土砂災害警戒基準(C Lライン)」に到達する。

(※1) 大雨警報発表後に、大雨により土砂災害の危険度が高まった市町村を特定し、青森県と青森地方気象台が共同で発表する情報。

大雨による土砂災害のおそれがある時に、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となることを目的としている。

(※2) 土砂災害警戒情報を補足する詳細情報として青森県から発信される1kmメッシュごとの危険度情報。

(※3) 過去の災害状況と土砂災害の起こるおそれの大きい雨量データの解析結果から、5kmメッシュごとに設定した警戒基準雨量ライン。

《土砂災害が発生するおそれがあると判断される場合》

スネークラインがC Lラインを超えた場合に土砂災害の発生するおそれがあると判断される。

※C Lライン（クリティカルライン）とは、雨の状態により土砂災害が発生するおそれがあるか否かの目安となる境界線。

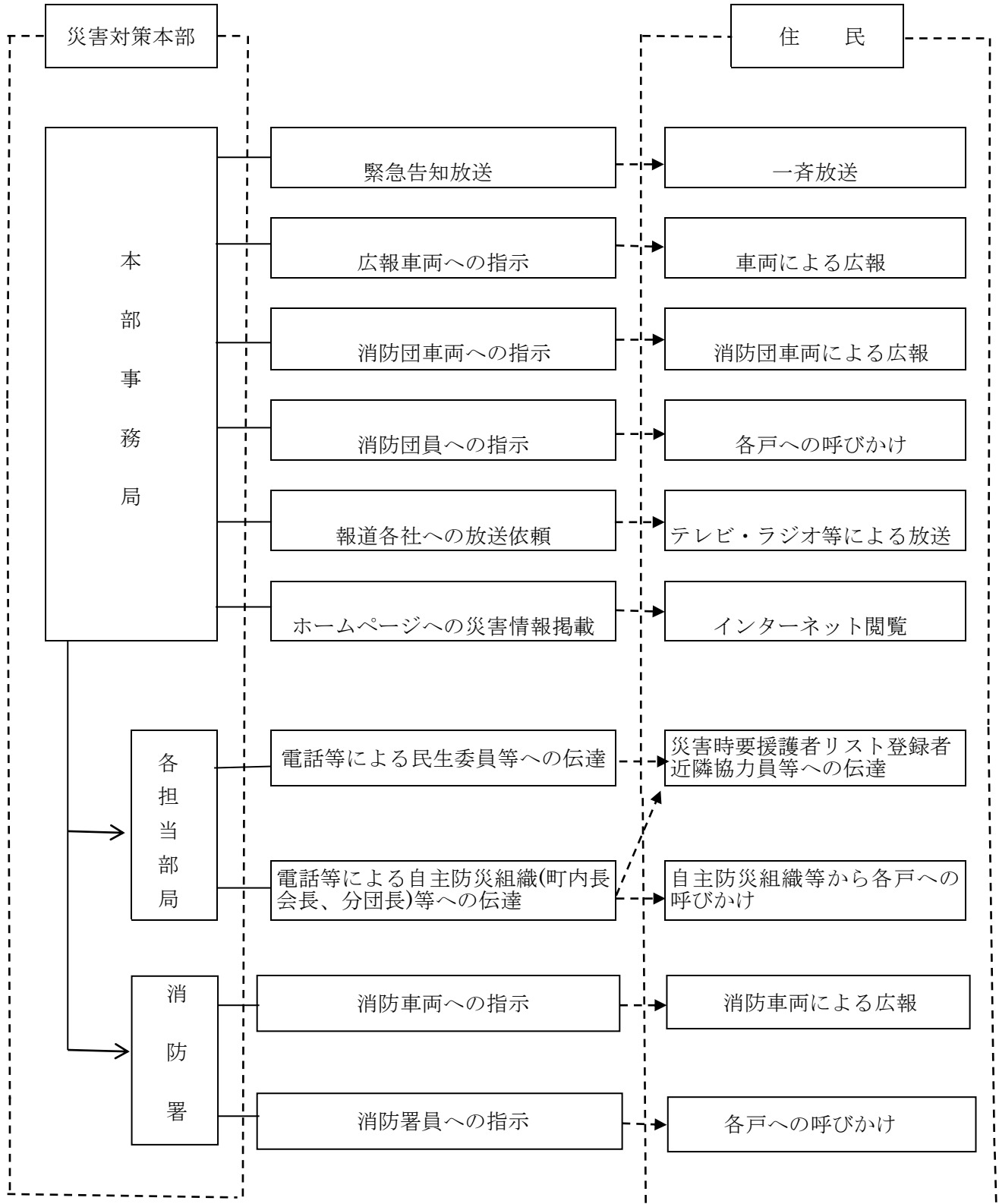
※スネークラインとは、短期的な指数（60分間積算雨量）と長期的な指数（土壌雨量指数）をもとに、時々刻々変化する雨の状態をプロットした曲線

■ 土砂災害の前兆現象

土砂災害の種類	前兆現象	説明
土石流	近くで山崩が発生している	周辺の斜面や溪流は地形、地質や降水量がほぼ同じである場合がほとんどであり、近隣で崩壊や土石流が発生している場合は、隣接する溪流でも土石流が発生する可能性が高い
	立木の裂ける音や巨礫の流れる音が聞こえる	溪流の上流部で土石流が発生したため、巨礫がぶつかる音や立木の折れる音などが下流まで聞こえる現象
	溪流の流水が急激に濁りだしたり、流木などが混ざっている	溪流の上流部で土石流が発生し、土砂や倒木が溪流に流入、その後、流下してきたときに認められる現象。土石流発生につながる可能性が高い
	降雨が続いているにもかかわらず、水位が急激に減少し始める	溪流の上流で崩壊が発生し、河道を埋塞して天然ダムが形成され、溪流の水が貯留されたために認められる現象。天然ダム決壊により土石流が発生する可能性が高い。
	異様な山鳴りがする	溪流沿いの斜面内部の地下水の上昇による圧力の増加等に伴い、斜面内部の結合力が低下し、斜面全体が岩塊として変異（異動）して山鳴りが生じる現象。崩壊が起こり土石流発生につながる可能性が高い
	異様なにおい（土臭い、ものの焼けるにおい、酸っぱいにおい、木のにおい等）がする	溪流の上流で崩壊等がすでに発生し、巨レキ同士がぶつかり合うときのおい、崩壊土砂による土のにおい、崩壊に伴って発生した流木のにおいなどが考えられる
	溪流付近の斜面が崩れだしたり、落石などが発生している	溪流沿いの斜面が崩れやすくなっている。大規模な崩壊が発生した場合、土石流発生を引き金となる
	溪流の水位が降雨量の減少にもかかわらず低下しない	溪流に新たな、または過度の地下水の供給が生じているときに認められる現象。土石流発生を引き金となる
がけ崩れ	斜面に亀裂ができる	斜面内部の地下水位の上昇による圧力の増加等に伴い、斜面内部の結合力が低下し、斜面の弱い部分に沿って変異（亀裂）が生じる現象。崩壊に至る可能性が高い。
	小石が斜面からばらばらと落ちだす	斜面内部の地下水位の上昇による圧力の増加等に伴い、斜面内部の結合力が低下し、斜面の表層部の比較的弱い箇所から落石が生じる現象。崩壊に至る可能性が高い
	斜面から異常な音、山鳴り、地鳴りが聞こえる	斜面内部の地下水位の上昇による圧力の増加等に伴い、斜面内部の結合力が低下し、斜面全体が岩塊として変異（異動）するとともに異常な音が発生する現象。崩壊に至る可能性が高い
	斜面にはらみがみられる	斜面内部の地下水位の上昇による圧力の増加等に伴い、斜面内部の結合力が低下し、斜面に変異が生じる現象。崩壊に至る可能性が高い
	普段澄んでいる湧き水が濁ってきた、水の吹き出しがみられる。湧き水の急激な増加、あるいは減少、枯渇が認められる	地盤内部に新たな水道の形成または地下水量の増加による侵食量の増大のために認められる現象。斜面内部の空洞が拡大し、不安定化する
地すべり	地鳴り	地すべりブロック（土塊）の急激な移動により、地鳴りが発生する現象
	家鳴り	地すべりブロック（土塊）の急激な移動により、地盤の変形や移動ブロックの境界付近で変位が生じ、建物等の家鳴りが発生する現象
	根の切れる音	地すべりブロック（土塊）の急激な移動により、すべり面沿いやブロック境界付近の根が切断され、その音が聞こえる現象
	地面の振動	地すべりブロック（土塊）の急激な移動により、地面の振動が発生する現象
	木の枝先の擦れ合う音（風のないとき）	地すべりブロック（土塊）の急激な移動により、ブロック上の木々が擦れる現象
	亀裂や段差の発生・拡大	地すべりブロック（土塊）の移動により、その周辺部で亀裂や段差が発生・拡大する現象
	地表面の凹凸の発生	地すべりブロック（土塊）の移動により、その周辺部で凹凸が発生する現象
	擁壁のクラックや押し出し	地すべりブロック（土塊）の移動により、その末端部で擁壁の押し出しやクラック
	舗装道路やトンネルのクラック	地すべりブロック（土塊）の移動により、移動ブロックの境界付近を通過している道路やトンネルにクラックが発生する現象
	電線の弛みや引っ張り	地すべりブロック（土塊）の移動により、移動ブロックと外部との間に変位が生じ、その地域に設置されている電柱間で電線の弛みや引っ張りが認められる現象
	建物等の変形（戸の締りが悪くなる。壁に隙間ができる）	地すべりブロック（土塊）の移動により、地盤の変形や移動ブロックの境界付近で変位が生じ、建物等の変形が発生する現象
	橋等に異常を生じる	地すべりブロック（土塊）の移動により、移動ブロックの境界にある橋梁に変位が生じる現象
	落石や小崩壊の発生	地すべり末端付近の斜面で、地すべりの急激な変動のため落石や小崩壊が発生する現象
	地下水の濁り	同上
	湧水の流量の変化（枯渇や急増）	同上
	湧水の濁りの発生	同上
新しい湧水の発生	地すべりブロック内部の地下水位が急激に増加したため認められる現象。地すべり内部の水圧が上昇し、地すべりブロックを滑らす力（滑動力）が増大する	

5. 避難勧告等の伝達手段

避難勧告等の伝達は、災害の種別や規模、伝達すべき区域の範囲、時間帯等を考慮し、緊急告知放送や車両による広報、報道各社への放送要請、町ホームページへの掲載などを行うとともに、自主防災組織の会長等（町内会長、消防団分団長）、民生委員児童委員、近隣協力員等への電話など、様々な手段で実施する。



《伝達手段》

- ①緊急告知放送、防災行政無線を利用して、対象地域の住民全般に伝達する。(避難勧告と避難指示については、サイレンの吹鳴を利用する)
- ②町広報車や消防車両により、対象地域の住民全般に伝達する。
- ③あらかじめ構築しておいた自主防災組織の会長等(または町内会長等)の協力を得て、組織的な伝達体制に基づき、町から連絡先へ電話等により伝達する。
- ④消防団に対して、対象地域の住民への伝達を依頼する。
- ⑤自主防災組織や近隣協力員等において、率先して避難行動を促すようなリーダーによる伝達や、地域コミュニティ間での直接的な声がけを行う。
- ⑥災害時要援護者等の事前登録者や緊急連絡先、民生委員児童委員、近隣協力員、社会福祉協議会へ伝達する。(電話、FAXなど)
- ⑦町ホームページ等に掲載して、インターネットによる対象地域の住民も含めた不特定多数へ伝達する。
- ⑧テレビ、ラジオ等の放送機関へ依頼する。

6. 避難勧告等の伝達文(例)

○避難準備・高齢者等避難開始の伝達文(住民あて)の例

こちらは、田子町緊急告知放送です。ただ今、〇〇時〇〇分、〇〇地区に対して避難準備情報を出しました。お年寄りの方など避難に時間を要する方は、直ちに(避難所の施設名)へ避難してください。その他の方も、避難の準備を始めてください。

※上記のほか「昨夜からの大雨により、〇〇時間後には〇〇川の水位が、はん濫危険水位に達するおそれがあります」、「できるだけ近所の方にも声をかけて避難してください」

○避難勧告の伝達文(住民あて)の例

こちらは、田子町緊急告知放送です。ただ今、〇〇時〇〇分、〇〇地区に対して避難勧告を発令しました。直ちに(避難所の施設名)へ避難してください。

なお、(〇〇付近は冠水により通行ができない・山沿いや急傾斜地では土砂災害の危険がある)ので十分注意して避難してください。

※上記のほか「昨夜からの大雨により、〇〇時間後には〇〇川の水位が、はん濫危険水位に達するおそれがあります」、「できるだけ近所の方にも声をかけて避難してください」

○避難指示の伝達文(住民あて)の例

こちらは、田子町長の〇〇です。ただ今、〇〇時〇〇分、〇〇地区に対して避難指示を発令しました。〇〇川がはん濫危険水位を超え大変危険な状態です。避難中の方は、直ちに(避難所の施設名)への避難を完了してください。避難に十分な時間がない方は、近くの安全な建物に避難してください。

なお、(〇〇付近は冠水により通行ができない・山沿いや急傾斜地では土砂災害の危険がある)ので十分注意して避難してください。

4-17-1 緊急通行車両として事前届出した車両

車両番号	車名	油種	容量(L)	備考
八戸330た 229	トヨタ エスティマ	ガソリン	65	
八戸530す 229	三菱シ コルト	ガソリン	40	
八戸500と8266	ホンダ フィット	ガソリン	40	
八戸480き3553	ダイハツ ハイゼット	ガソリン	37	
八戸500ね3181	スズキ ソリオ	ガソリン	30	
八戸500ほ4588	ニッサン マーチ	ガソリン	41	
八戸300ぬ2038	ニッサン エクストレイル	ガソリン	60	
八戸300と6513	三菱シ パジェロ	ガソリン	69	
八戸 11さ9362	三菱シ キャンター	軽 油	70	
八戸500ふ3281	ニッサン セレナ	ガソリン	60	
八戸300ぬ2544	スバル フォレスタ	ガソリン	60	
八戸483い 229	三菱シ ミニキャブトラック	ガソリン	40	
八戸300て9670	ニッサン エクストレイル	ガソリン	65	
八戸 11さ6066	トヨタ ダイナ	軽 油	60	給水車
八戸580き5160	マツダ AZオフロード	ガソリン	40	
八戸40そ4006	ホンダ アクティ	ガソリン	37	
八戸583き1229	ホンダ バモス	ガソリン	37	
八戸400さ7177	トヨタ ダイナ	軽 油	60	教育委員会
八戸300と8564	トヨタ エスティマ	ガソリン	65	教育委員会
八戸300ぬ9288	トヨタ ハイエース	軽 油	70	教育委員会
八戸480え1021	スズキ エブリイ	ガソリン	40	
八戸530み7100	ホンダ ステップワゴン	ガソリン	60	
八戸300す1860	トヨタ グランドハイエース	軽 油	75	
八戸300つ6497	マツダ MPV	ガソリン	70	
八戸300な4660	ニッサン エクストレイル	ガソリン	65	田子診療所
八戸800さ5027	ニッサン キャラバン	軽 油	65	老健たっこ
八戸880あ232	ダイハツ ハイゼット	ガソリン	40	老健たっこ
八戸800さ6555	トヨタ ハイエース	軽 油	70	老健たっこ
八戸580え466	三菱シ パジェロミニ	ガソリン	43	訪問看護ステーション
八戸580こ923	三菱シ パジェロミニ	ガソリン	43	訪問看護ステーション
八戸480か5283	ホンダ アクティバン	ガソリン	36	農業委員会
八戸400す7946	イスズ コモ	軽 油	65	プラザ

4-26-1 田子町指定給水装置工事事業者

事業者名	住所	電話番号	備考
(有)堰向管工事	田子町大字田子字矢田郎111-2	0179-32-2866	
橋本電気工業(株)	田子町大字田子字天神堂向41-23	0179-32-2126	
石亀燃料(株)	三戸郡三戸町大字二日町5-2	0179-22-2218	
(株)坂田電気	田子町大字田子字田子44	0179-32-2116	
(有)水幸設備工業	三戸郡三戸町大字梅内字桐萩3-7	0179-22-1748	
(有)栄清工業	八戸市白銀台三丁目7-7	0178-35-4830	
(株)平設備	八戸市新井田西一丁目25-11	0179-23-4550	
(有)マルユ佐藤設備工業	八戸市吹上二丁目15-20	0178-45-6401	
(有)日計設備	八戸市白銀五丁目11-8	0178-31-2880	
(有)サンセツ工業	三戸郡三戸町川守田字菖蒲沢38-19	0179-23-3141	
(株)若本設備工業	八戸市大字石手洗字上石手洗33-1	0178-96-4881	
アクア設備(株)	八戸市沼館一丁目2-12	0178-72-1500	
畠山設備	田子町大字遠瀬字新田59	0179-33-1354	
西浦水道建設工業(株)	八戸市沼館一丁目7-38	0178-22-5167	
(株)三久工業	八戸市北白山台4丁目1-16	0178-27-6333	
(有)すいどう設備	三戸郡三戸町大字斗内字夏焼108	0179-25-2628	
ウトウ(株)	三戸町大字同心町字同心町平3-2	0179-22-2165	
(株)山市建設工業	田子町大字田子字土橋道ノ上50	0179-32-2319	
広設備	田子町大字田子字天神堂平3-8	0179-32-3225	
(有)田畑設備工業	上北郡おいらせ町深沢一丁目65-293	0178-52-2898	
(株)管文	岩手県二戸市堀野字長地75-4	0195-23-5115	
(株)テクノワーク	八戸市大字田面木字長者森2-6	0178-23-5400	
(株)階上設備工業	八戸市大字妙字花生35-2	0178-25-0258	
(株)ai住設	田子町大字田子字土橋道ノ上13-10	0179-32-3513	
(有)類政設備工務店	八戸市長者3丁目4-34	0178-45-8221	
(株)カンキョウ	岩手県九戸郡洋野町種市第25地割19-2	0194-65-2860	
(有)二北設備	八戸市大字糠塚字二ツ家1-20	0178-47-2636	
(株)イースマイル	大阪市浪速区敷津東3-7-10	06-6631-7449	
友住技研工業(株)	八戸市大字市川町古館58-5	0178-80-7535	
(有)小野寺水道設備工業	上北郡六戸町大字犬落瀬字前谷地14-7	0176-55-4788	
(株)赤塚工務店	三戸郡三戸町大字同心町字同心町平7-5	0179-22-0473	

4-28-1 相互応援協定の締結状況

協定の名称	締結年月日	締結機関	応援内容
八戸地域広域市町村圏消防相互応援協定	昭和48年7月17日	八戸市、おいらせ町、三戸郡町村	応援隊の派遣
災害時における消防相互応援協定	平成9年5月1日	田子町、三戸町、二戸市、一戸町、軽米町、九戸村	・火災防御並びに人命救助に必要な資機材及び物資の提供 ・災害応急活動に必要な応援隊並びに消防車両等の派遣
災害時の医療救護に関する協定	平成10年9月10日	八戸市医師会	応急処置、医療機関への転送の可否等の決定、被災者の死亡の確認
大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定	平成18年9月29日	県内各市町村	飲料水・必要資機材の提供、被災者の受け入れ、職員の派遣等
大規模災害時における八戸・久慈・二戸の三圏域に係る市町村相互応援に関する協定	平成19年6月27日	八戸地域広域市町村圏、久慈地区広域市町村圏、二戸地区広域市町村圏を構成する市町村	飲料水、その他必要な資機材、被災者受入、職員派遣等
災害時の情報交換に関する協定(リエゾン派遣)	平成24年2月22日	国土交通省東北地方整備局	情報連絡員の派遣
青森県消防相互応援協定	平成28年2月24日 (旧協定：平成5年2月25日)	県内各市町村等	災害対応に必要な消防力
災害時における相互援助協定	平成28年6月11日	千葉県多古町	食料品・医療品の提供、職員の派遣等

4-28-2 防災関係機関等との協定の締結状況

協定の名称	締結年月日	締結機関	応援内容
災害時における物資供給に関する協定	平成22年9月27日	NPO法人コメリ災害対策センター	支援物資の提供
災害復旧時の協力に関する協定	平成23年7月1日	東日本電信電話(株)青森支店	通信設備の迅速、円滑な復旧
災害時の通信設備復旧等の協力に関する協定	平成24年3月9日	(株)NTTドコモ東北支社八戸支店	通信設備の迅速、円滑な復旧
災害時における石油燃料の供給に関する協定	平成24年3月29日	丸富商事(有)、(株)ばるじゃサービス田子給油所、石亀石油(株)田子SS、七洋(株)田子営業所、三浦商店	石油燃料類の優先供給
災害時における応急対策業務に関する協定	平成24年5月22日	田子町建設業協会	人命救助、道路交通確保のための障害物除去作業
災害対策用通信機の貸与に関する協定	平成24年8月31日	東北地方非常通信協議会	災害対策用通信機の貸与
災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する協定	平成28年1月12日	一般財団法人青森県エルピーガス協会	液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達
特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	平成29年5月2日	東日本電信電話(株)青森支店	災害発生時の非常用電話の設置及び利用・管理等